

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について秋田県知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年3月24日

秋田県監査委員 佐藤 賢一郎
秋田県監査委員 佐藤 正一郎
秋田県監査委員 嶋 貢
秋田県監査委員 半田 直樹
財 478
令和5年3月10日

秋田県監査委員 佐藤 賢一郎
秋田県監査委員 佐藤 正一郎 様
秋田県監査委員 嶋 貢
秋田県監査委員 半田 直樹

秋田県知事 佐竹 敬久

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

※以下別紙のとおり

平成26年度包括外部監査（下水道事業特別会計の財務事務について）

事項（報告書・概要書頁） 監査の結果・意見の概要	措置状況：担当課 措置の内容
<p>7. 固定資産管理に係る財務事務 (2) 秋田県の下水道台帳の整備状況 【意見9】 下水道台帳のデータ集約化とシステム化について (83頁・11頁)</p> <p>現状、維持管理計画や投資計画の策定の際に台帳データは用いられていない。その理由として、下水道台帳に全ての資産情報が集約されていない点とシステムによるデータ管理がなされていない点が挙げられる。</p> <p>全ての下水道財産を、経営を直接担う建設部が適宜適切に把握していない状況は、安定したサービスの供給を阻害する要因になり得る。</p> <p>また、システムによるデータ管理がなされていない点については、「管路台帳」及び「資産台帳」が紙原簿により管理されていることから、登録内容の変更等の更新作業における作業時間や頻度等及び台帳情報を活用した現状把握分析、将来予測等のデータ分析作業における作業時間や深度等について、システム上でデータ管理した場合に比べ、非効率ないし制約があると考ええる。</p> <p>より効果的かつ効率的な台帳管理及び情報の利活用へつなげるために、管轄部署を一元化し、情報集約化を進めるとともに、下水道台帳のシステム化を図るべきである。</p> <p>なお、管轄部署の一元化及び下水道台帳のシステム化により、一時的なコスト増及び人的資源の不足が想定されるが、今後、想定される公営企業法の法適用化と併せて実施することで、作業負荷を削減できると考える。</p> <p>(3) 設備投資計画 【意見10】 設備投資計画の精緻化について (86頁・11頁)</p> <p>長寿命化計画は、下水道台帳ではなく、過年度の建設改良費等の歳出合計に基づき作成されている。したがって、個別の資産ごとに耐用年数に応じた更新投資等の詳細な投資計画を策定できていない。</p> <p>秋田県では、公共施設等総合管理計画を策定するにあたり、改築更新費のシミュレーションを実施しており、設備投資計画も当該シミュレーションに即したものであることから、必要な更新投資は行われているものと推察されるが、当該シミュレーションは電気・機械及び土木・建築の2種別で実施されたものであるため、より適切に更新投資を行う上では、個別の資産ごとに耐用年数を勘案した設備投資計画を作成する必要がある。</p> <p>今後、地方公営企業法が適用されることで、台帳整備に加え、適切な減価償却計算が行われることになり、固定資産の老朽化度を把握することが可能になる。当該固定資産の老朽化に係る情報に基づき、設備投資計画を策定することで、より実効性の高い設備投資を実施することが可能になるものと考ええる。</p>	<p>(対応済み：下水道マネジメント推進課) 下水道台帳のシステム化については、令和2年度に「下水道台帳システム」の整備に着手し、令和3年度に完了した。</p> <p>(対応中：下水道マネジメント推進課) 下水道ストックマネジメント支援制度に基づき、長期的な改築事業のシナリオの設定や点検・調査計画及び修繕・改築計画である「ストックマネジメント計画」を令和2年度に策定した。</p> <p>また、設備投資計画に基づき、経営戦略の改定を実施しており、令和4年度中に完了する予定である。</p>

(4) 未利用財産

【意見11】未利用資産の把握の状況について
(88頁・11頁)

下水道台帳は「管路台帳」、「設備台帳」、「資産台帳」の3台帳から構成されるが、稼働状況に関する情報が記載された台帳は「設備台帳」のみである。また、その「設備台帳」も、【指摘事項7④】に記載したとおり、稼働状況の情報の整理が不完全であり、現状、未利用資産の把握が適切に行われているとはいえない。

まずは、設備以外の資産については、未利用資産の有無を把握するとともに、未利用資産の一覧表を作成すべきである。

なお、設備について、台帳を適切に整備することで稼働状況を把握できることから、稼働状況に係る情報を整理し、台帳を適切に整備する必要があるのは【指摘事項7④】のとおりである。

加えて、稼働状況を確認するため、現物確認（実査）を定期的実施すべきである。

(対応済み：下水道マネジメント推進課)

下水道台帳システムの整備を令和3年度に完了したところである。今後、下水道台帳システムにて、設備の稼働状況や調査点検データの入力を行い、指定管理者による定期的な現地確認結果を反映させることにより、利活用に向けた検討を実施していく。

平成27年度包括外部監査（基金の運営と管理に係る財務事務）

事項（報告書・概要書頁） 監査の結果・意見の概要	措置状況：担当課 措置の内容
<p>4. 各基金に関する事項</p> <p>(11) 秋田県ひとり親家庭等住宅整備基金</p> <p>【意見9】基金の設置の意義について (76頁・7頁)</p> <p>昭和50年に設置された本基金は、県として母子・父子・寡婦に対する福祉の増進を目的に、市町村を通じた貸付制度を創設することとし、その貸付資金として設置されたものである。</p> <p>ただし、母子・父子・寡婦に対する住宅整備事業は本来市町村が実施すべき事業と考えられ、貸付実績も減少の一端をたどってきており、利用実績の観点からも、制度として維持する必要性は高いとはいえない。</p> <p>また、制度上の存続意義の観点からも、生活福祉資金は国の補助事業、母子父子寡婦福祉資金は法律に基づいた貸付制度であり、これらを上回る県独自の有利な制度が必要かという観点での議論も必要である。事業として、県が公費を利用して維持すべき融資制度なのかどうかを改めて検討し、その必要性が認められる場合であっても、実績に見合った形でもって基金の縮小を検討すべきである。</p>	<p>(対応困難：地域・家庭福祉課)</p> <p>秋田県ひとり親家庭等住宅整備基金は、昭和50年度に5千万円の積立額で開始し、昭和58年度には5億円を超える額で運用していたが、昭和59年度に貸付額が償還額を下回ったため、その後は、年度中の償還額から、当該年度の貸付に必要な額を除いた額を一般会計に繰り出すことにより、令和3年度末の基金残高は、1億円程度にまで縮小している。</p> <p>このため、平成26年度に「第2期秋田県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、母子・父子世帯と未就業者の多い寡婦世帯について、重点的な支援を進めていくことにしており、同基金もその中に掲げられた施策の一つである。</p> <p>令和2年度から令和6年度を計画期間とする「第3期秋田県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定するにあたり実施した、ひとり親家庭等を対象とする実態調査の結果によると、現在も一定のニーズがあり、事業を継続する必要があるため、基金の縮減をはかることは困難である。</p>

<p>(16) 秋田県林業開発基金</p> <p>【意見13】 将来の貸付金の回収見込みについて (98頁・10頁)</p> <p>林業開発基金は、林業公社の財政運営における収支不足(収支赤字)を補填する目的で支出するものであり、いわゆる運転資金の融資である。したがって、将来返済されることを前提とする。</p> <p>貸付金が回収されないことは基金を毀損することであるため、回収リスクを検討した。</p> <p>この点、林業公社の第9次長期経営計画における長期収支見込みは71億円のプラスとなっているが、多分に不確実性を伴う内容となっており、貸付期間が45年から50年の長期に及んでいることから、当基金からの貸付金には回収リスクがあるものと考えられる。</p> <p>林業公社の経営リスクは、県直営で実施した場合の事業リスクと変わらないため、長期収支見通しのおおりに事業が進まなければ、貸付債権はいずれ不良債権となり、基金を毀損させる懸念を抱えている。</p> <p>第三セクター等の経営に関する調査特別委員会の委員会調査報告書でも指摘されているとおり、高金利債務の解消等を引き続き図ることはもちろんのこと、長期収支見通しとの乖離状況を常にフォローアップし、法人形態の見直しと併せて、長期的な観点から基金のあり方を検討すべきである。</p>	<p>(対応済み：林業木材産業課)</p> <p>毎年度、木材価格の変動等に対応した長期収支の見直しを行っているところであり、プラスの収支見込みとなっている。</p> <p>林業公社の第11次長期経営計画における長期収支見込みでは木材販売収入から確実に返済できると試算しており、基金の回収リスクは少ないと判断する</p> <p>今後も、長期収支見通しとの乖離状況のフォローアップを行い、貸付金の確実な回収に努める。</p>
--	---

平成29年度包括外部監査（秋田県の高齢者福祉を中心とした少子高齢化対策に関する事務について）

<p>事項（報告書・概要書頁） 監査の結果・意見の概要</p>	<p>措置状況：担当課 措置の内容</p>
<p>II-2 高齢者の社会参加促進事業</p> <p>【意見16】 より効果的な補助事業に向けた見直しについて (87頁・7頁)</p> <p>友愛訪問活動への支援は秋田県第6期介護保険事業支援計画（第7期老人福祉計画）でも位置付けられている事業であるが、適正クラブの友愛訪問活動実施率は6割程度にとどまっている。県老連報告を含めても、24市町村のうち5市町村では、友愛訪問活動の実施が確認されていない状況である。今後、補助の対象や補助金算出方法などを工夫し、より一層効果的な補助事業となるように見直しがなされることを期待する。</p> <p>【意見31】 指定管理者選定委員会等の役割について (121頁・10頁)</p> <p>選定委員会に専門的かつ客観的な立場から指定管理者制度導入の趣旨を踏まえた審査が求められているとすれば、本来は審査基準の検討など前段階から関与することが必要である。県は、指定管理者制度のステップアップのために、指定管理者選定委員会の役割の拡大、あるいは他の組織による対応について検討することが望ましい。</p>	<p>(対応済み：長寿社会課)</p> <p>老人クラブに対する補助のあり方については、高齢者の社会参加促進事業と老人クラブ助成事業を一本化した上で、友愛訪問活動などの社会貢献活動の活性化や実施クラブ数の拡大につながるよう、実際に活動を行ったクラブに対する補助とし、令和4年度から実施している。</p> <p>(対応済み：総務課)</p> <p>現在、指定管理者と県が行っている指定管理者制度導入施設の評価結果は、次期指定管理者の選定にあたり、指定管理者選定委員会に報告を行っている。</p> <p>令和5年度から指定管理者制度導入施設の評価に外部有識者委員会による評価を加えることとし、評価結果を次期指定管理者選定委員会の審査に活用するなど、指定管</p>

<p>Ⅲ－５ 児童会館費</p> <p>【指摘事項16】指定管理者へのモニタリングのあり方について (152頁・12頁)</p> <p>秋田県児童会館の運営状況のモニタリング結果においては、毎期「管理運営状況等評価表」を作成し、これをもって公表している。評価は、目標値に対する達成率に従い、A、B、Cの3段階評価としている。評価の観点としては、4つの観点をもとに総合評価を行い、これらについて指定管理者自らの1次評価と所管課の2次評価を実施しているが、いくつかの問題点が見受けられた。また、本件のように特に長期間にわたり同一団体が指定管理を行う場合には、さらに細かい観点に基づき、担当職員自らが運営状況を細かく検証すべきであろうし、場合によってはモニタリング委員会として複数の委員の意見を求める必要もあろう。</p>	<p>理者制度導入施設のサービス向上を図ることとした。</p> <p>(対応済み：総務課)</p> <p>指定管理者制度導入施設の評価については、令和3年3月に「指定管理者制度の運用に係るガイドライン」を改正し、2次評価の際に、原則として、ヒアリング及び実地調査を行うこととした。</p> <p>令和4年9月には「指定管理者制度の運用に係るガイドライン」を改正し、県によるモニタリング実施を明記したほか、令和5年度から指定管理者制度導入施設の評価に外部有識者委員会による評価を加え、外部の視点から検証を行うこととした。</p>
--	---

令和元年度包括外部監査（秋田県のスポーツ振興に関する事務について）

<p>事項（報告書・概要書頁） 監査の結果・意見の概要</p>	<p>措置状況：担当課 措置の内容</p>
<p>2 県のスポーツ情勢</p> <p>(1) スポーツ振興計画</p> <p>②県のスポーツ振興計画</p> <p>【意見1】障害者スポーツ実施率等の実態把握・数値目標設定 (14頁・2頁)</p> <p>国は、第2期「スポーツ基本計画」において、スポーツ参画人口を拡大させ、成人の週1回以上のスポーツ実施率が65%程度（障害者は40%程度）、週3回以上が30%程度（障害者は20%程度）となることを目指すとしている。しかし、県は、障害者のスポーツ実施率について数値目標を設定していない。</p> <p>スポーツ庁は、「地方スポーツ推進計画」の策定状況調査結果について」（平成30年10月23日スポーツ庁政策課）において、障害者に係るスポーツ実施率に関する数値目標を設定している都道府県・市区町村は少数に止まっており、各地域の実情に応じた適切な対応の検討を求めている。また、県の第3期スポーツ推進計画においてもライフステージに応じた多様なスポーツ活動の促進として、県内スポーツ施設等における障害者の利用実態や実施可能種目等を調査することで障害者の利用促進を図るとしている。</p> <p>スポーツ基本計画では、国民の誰もが各々の年代や関心、適性等に応じて日常的にスポーツに親しむ機会を充実することを目指している。この趣旨に鑑みれば、障害者のスポーツ実施状況に係る実態を把握し、その実態に応じた施策の展開、数値目標の設定及び公表を検討されたい。</p>	<p>(対応済み：障害福祉課)</p> <p>県内の障害者スポーツ実施率は障害の種類、生活形態等、対象者の幅が広いため、国と同様の方法で調査することは困難であったことから、令和4年度から施行の第4期秋田県スポーツ推進計画において別の指標で数値目標を新たに設定した。</p> <p>指標は、県内の障害者スポーツ実施者の参加が見込まれる障害者スポーツ県大会出場者数及び特別支援学校総合体育大会出場者数、並びに施設等に所属していない在宅障害者がスポーツをする在宅障害者スポーツ教室参加者数の合計人数とした。</p>

3 県のスポーツ振興事業

(3) スポーツ振興に係る県の事業の概要

① ライフステージに応じた多様なスポーツ活動の促進

【意見3】 スポーツ実施率向上のための効果的な施策の実施

(20頁・3頁)

県は、週1回以上のスポーツ実施率について令和3年度(2021年度)に65%となることを目指して、各年度別の目標値を設定している。

平成30年度の週1回以上スポーツ実施率の目標値は54.0%であるが、実績値は48.0%で止まっている。特に男性は30代から50代、女性は20代から40代が他の年代に比べてスポーツ実施率が低い傾向にある。

ビジネスパーソンや子育て世代の日常的なスポーツの機会及び場所の提供並びにスポーツ習慣の確立により、スポーツ実施率の向上を図られたい。

【意見4】 スポーツ実施率の低い地域への対応

(20頁・3頁)

県は、第3期スポーツ推進計画において週1回以上のスポーツ実施率を令和3年度までに65%とすることを目指している。県が実施しているスポーツ実態調査によれば平成30年度の週1回以上のスポーツ実施率の平均値は48.0%であるが、地域別にみると男鹿市の女性が76.7%と平均値を大きく上回っている一方で、井川町の女性が20.8%、東成瀬村の女性が11.4%と平均値を大きく下回っている地域もあり、地域別に大きく差がある状況となっている。

県は、スポーツ実施率の低い地域への対応として、県内の各地域で県庁出前講座、指導者派遣事業、元気アップ運動教室、元気アップ指導者紹介を行っているものの、スポーツ実施率の低い地域をターゲットにして事業を実施しているわけではない。

市町村別のスポーツ実施率に最大6倍の差が生じている状況に鑑み、県が行っているスポーツ実態調査の結果を分析し、各地域の実態に応じた対応を検討されたい。

4 県有体育施設

(2) 施設に関する個別論点

② 施設利用

【意見10】 県有体育施設の予約方法

(84頁・6頁)

現状、県有体育施設のうち、県立田沢湖スポーツセンターのみがインターネット予約を導入しており、他の県有体育施設では、申込書の提出もしくは電話で予約を行うこととなる。

他の県有体育施設では、指定の申込書に必要事項を記入し、各施設の受付窓口へ提出が必要となる。申込書の提出による予約方法は、利用者から利便性が低いとの意見が出

(対応済み：スポーツ振興課)

令和4年度に、スポーツ科学センターで実施している運動教室等をWEB配信し、子育てや仕事に忙しい世代が、いつでも、どこでも都合の良いときに運動に取り組める環境を整備した。

体力づくり・筋力向上の分野で活躍する著名な講師を招聘するなどこれまでスポーツに関心がなかった者へ運動をするきっかけづくりを働きかけ、運動習慣の定着を図っていく。

(対応済み：スポーツ振興課)

令和2年度から新たに「スポーツ実施率向上を目指した運動機会拡充事業」を実施しており、スポーツ実施率の低い市町村をターゲットに、実施率向上に向けた取り組みを行っている。

具体的には、スポーツ実施率の低い市町村のスポーツ主管課及び総合型地域スポーツクラブと連携した運動教室の開催に向けて、アドバイスや指導者の派遣などの支援を行い、地域での運動機会拡充を図っている。

令和2年度は、大館市のほか、3市町の総合型スポーツクラブに指導者を派遣した。その結果、三種町の運動実施率が、令和元年度の39.8%から、令和2年度は57.3%と大幅に向上した。

また、令和3年度は、大館市ほか7市町村に指導者を派遣し、大館市では、令和元年度46.6%から令和3年度63.7%となり、県の実施率58.0%を大きく上回り、事業の成果が表れている。

(検討中：スポーツ振興課)

インターネット予約の導入は、利用者の利便性向上だけでなく、省力化による施設の運営コストの削減にも資するものでなければならないと考えているが、インターネット予約を導入しても、現行のサービス水準の維持のためには、電話等による既存の予約方法を廃することは困難であり、施設運営の省力化には直ちにつながらないとい

ている。

予約方法の利便性を向上するため、インターネットを活用した予約システムの導入が考えられる。例えば、秋田市の「公共施設案内・予約システム」は、利用者が利用したい施設を選択し、利用日、利用時間をインターネット上で選べるシステムを導入している。

施設の予約方法の利便性が向上することにより、県民の施設利用が増加し、県民のスポーツ活動促進が期待される。県は、県民のスポーツ活動促進のため、インターネットを活用した予約システムの導入を検討されたい。

【意見16】 県立向浜運動広場テニスコートの利活用 (113頁・16頁)

県立向浜運動広場テニスコートは屋外のクレーコート9面で構成され、冬季を除いた約7か月間利用可能である。金額ベースでテニスコートの直近3年間の稼働率を試算すると、平成28年度は8.6%と低水準となっており、平成29年度は3.9%、平成30年度は4.7%と半減している。半減の要因は、平成29年度の8月～11月において近接する県立野球場のLED化工事に伴いテニスコートが利用できない状況にあり、利用実績がゼロとなったこと、その後県立中央公園等の他施設に一旦流れた利用者が、当施設に戻ってこなかったこと等による。また、平成24年の暴風の影響により9面のうち、2面が使用できない状況が続いている。

一方、県は月次で指定管理者から利用実績の報告を受けているものの、利用が低減している状況についてその分析や対応を行っておらず、平成30年度においても9面の利用を前提とした指定管理料の支払いを行っている。

県は県立向浜運動広場テニスコートについて、いまだ補修工事が行われず2面が使用できない状況が続いていること、施設の整備後相当の年数が経過し老朽化が進んでいること、昨今利用の低迷が続いている現状を分析し、今後の施設の存続を含めた利活用の在り方を検討されたい。

⑦無償貸付3施設

【意見17】 無償貸付3施設の民間等への譲渡の推進 (116頁・17頁)

鹿角トレーニングセンター、大館樹海ドーム、能代山本スポーツリゾートセンターの3施設については、県が事業主体となり20年前に整備された。その後、施設の所有は県であるものの、公共の用に供するものとして、無償で地元の市・広域市町村圏組合に対して貸付が行われている。したがって、施設の管理運営に関しては各自治体等が行っているものの、施設の所有は県であることから3施設合計で年間22,543千円～69,728千円程度の修繕コストを県は負担している。

これらの3施設については県の第4期行財政改革推進プログラム(平成20～22年度)において、県が事実上管理していないことから、地元自治体等と協議を行い、譲渡に向けた検討を進めるとされた。その後「あきた公共施設等総合管理計画に基づく「個別施設計画」(更新日：平成31年3月29日)においても、建物の目標使用年数を60年とし、施設管理に関する基本的な方針として「民間等へ譲渡を進

めた問題があることから、導入による効果やコスト等に加え、指定管理者の意見を聴きながら、インターネット予約の導入について検討する。(県立武道館は令和5年度、その他の県有体育施設は令和7年度までに検討を行う。)

(検討中：スポーツ振興課)

当該テニスコートは規模が小さく、大規模な大会が開催できないことから、多額の費用を要する全面的な改修については困難である。しかし、現在使用している5面を対象とした小規模な改修により需要に合った施設として維持していくことは可能と考えられることから、改修費や改修した場合の需要等を踏まえ、施設の今後のあり方を検討する。

(対応予定：スポーツ振興課)

無償貸付を行っている3施設については、平成28年度～令和7年度を対象期間とする県の公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画において期間内における施設の在り方が示されており、いずれも「耐用年数を迎える設備機器類を修繕・更新し、存続とする。」としており、現在規模での存続を予定している。令和8年度以降の施設の在り方については、現在の計画終了時に改めて検討する。

めるが、譲渡できない場合にあっても建替えを実施しない」とされている。

そのため、県では無償貸付を行っている自治体等に対して、県から自治体等へ施設の無償譲渡を行った場合、受け入れが可能か調査を行っている。その結果、3施設ともに、今後の大規模改修にかかる財政負担を各自治体単独で負うことが困難であること、施設利用者が広域的であることから、今後も県有施設としての存続を望み、現時点では受け入れが難しいと回答されている。

これらの3施設については今後、施設の整備後相当の年数経過に伴う大規模修繕による財政負担の増加とともに、人口減少による利用者数の減少が見込まれる。地域別の将来推計人口によると、県有体育施設の多くが位置する秋田市の30年後の人口減少率（28.5%）に比べて、3施設の位置する大館市、能代市、鹿角市の人口減少率は約50%となり、人口減少による利用者数の減少の影響をより大きく受けると考えられる。

したがって、県は鹿角トレーニングセンター、大館樹海ドーム、能代山本スポーツリゾートセンターの3施設について、現在規模での施設の存続必要性を検討し、必要であるとした場合は、中長期的な有効性・効率性の観点で民間等への譲渡、官民連携手法を含めた施設の今後の在り方を十分に検討されたい。

を担保することで全庁の情報セキュリティレベルを標準化・均質化することを企図しているものと解される。

しかし、これらが明確になっていないまま、各所管部署の裁量で情報セキュリティ対策が行われると、一定水準以上の運用が必ずしも担保されないことになるとともに、逆に対策基準が一律に各システムに適用されることで、個々のシステムにおける特質が考慮されず事務が非効率となるリスクも想定される。

早期に手順書のひな型を策定するとともに、自己点検や内部監査を踏まえ各所管部署の実情を把握して、個人情報を取り扱う部署など高いセキュリティレベルが要求されることから順次導入できるよう指導されたい。

【指摘事項4】情報資産の台帳管理について

(65頁・5頁)

(事実)

「秋田県情報セキュリティ対策基準」では、以下のとおり、情報資産を分類基準ごとに整理して台帳管理しなければならないとされている。

(2) 情報資産の管理

①管理責任

(ア) 情報セキュリティ管理者は、その所管する情報資産について管理責任を有する。

(イ) 情報セキュリティ管理者は、所管する情報資産について、台帳により管理しなければならない。

(以下略)

(出典：秋田県情報セキュリティ対策基準)

しかし、今般の包括外部監査において、情報システム所管部署に対し、情報セキュリティポリシーの運用状況に関するいくつかの質問事項を含んだアンケートを実施した結果、情報管理台帳を作成していないと回答した割合が75%となっており、台帳管理が進んでいない状況にあると推察される。

(所見)

全ての情報システム所管部署は、秋田県情報セキュリティ対策基準に準拠した情報資産の識別と整理を行い、台帳管理を実施する必要がある。

情報資産の台帳による管理の必要性・有用性は、一般的に以下のように説明される。

・情報資産の管理にあたっては、情報システム所管部署においてどのような情報が取り扱われているか網羅的に識別し、かつ当該情報の所在を明らかにすることで、セキュリティ対策の漏れが防止できる。

・情報資産を、機密性（漏えいした場合のリスク）、完全性（改ざんされた場合のリスク）及び可用性（紛失等により利用不能となった場合のリスク）の3つの観点から、そのレベルの高低によって分類し、リスクのレベルに合った管理の方法を適用することで、過度に事務負担を強いることなく効率的な管理を行うことができる。

自己点検結果のレビューや情報セキュリティ監査を通じて網羅的に状況を把握の上、庁内の情報資産がそのリスクに応じた適切な方法で分類され管理されるように指導を徹

(対応済み：デジタル政策推進課)

デジタル政策推進課において、令和3年度中に全ての情報システムをデータベース化した上で各所属の情報セキュリティ管理者と共有し、台帳として管理している。

底されたい。

【指摘事項 5】 外部委託事業者に対する情報セキュリティ監査について

(66頁・6頁)

(事実)

「秋田県情報セキュリティ対策基準」では、「外部委託事業者に委託している場合、情報セキュリティ監査統括責任者は外部委託事業者から下請けとして受託している事業者も含めて、情報セキュリティポリシーの遵守について監査を定期的に又は必要に応じて行わなければならない。」とされているが、本監査実施時点で、監査の実施計画が策定されていない。

(所見)

外部委託事業者に対し、今後契約締結する際の契約書の条項の見直し(県による監査、検査の実施の追加等)を行ったうえで、情報セキュリティポリシーの遵守に関する監査の実施方針(監査の対象・実施時期・方法等)を検討のうえ、情報セキュリティ監査実施要綱の見直しと監査実施計画の策定を検討されたい。

【指摘事項 6】 情報セキュリティの自己点検の実施状況について

(66頁・6頁)

(事実)

秋田県情報セキュリティ対策基準では、「情報システム管理者は、情報システムについて、毎年度及び必要に応じて自己点検を実施しなければならない。」とされているが、令和元年度の情報セキュリティ監査の結果を見ると、情報システム所管部署での自己点検が実施されていないケースが散見された。

(所見)

秋田県情報セキュリティ対策基準に準拠し、定期的な自己点検を確実に実施されたい。

【指摘事項 7】 ICT-BCPにおける訓練計画について

(66頁・6頁)

(事実)

「ICTに関する業務継続計画(BCP)」では、以下のとおりの訓練計画が策定されているが、当該訓練が実施されていない。

- ・机上訓練
- ・緊急連絡・安否確認訓練
- ・システム復旧訓練
- ・初動訓練

(所見)

原則として、計画された定期的な訓練は確実に実施されたい。

【意見 1】 県のICT利活用への取組における数値目標の実績評価について

(67頁・7頁)

(事実)

(対応済み：デジタル政策推進課)

令和4年6月に情報セキュリティ監査実施計画を策定するとともに、秋田県デジタル化ガイドラインにおいて外部委託契約に係る留意事項を示し、契約内容の確認及び外部委託事業者に対するセキュリティ対策の実施状況の点検を実施した。

(対応済み：デジタル政策推進課)

令和4年度から、デジタル政策推進課が点検項目を提示し、システム所管部署で自己点検が実施できるようにスキームを確立した。

(対応済み：デジタル政策推進課)

令和4年度に「ICT部門の業務継続計画(BCP)」に基づき、机上訓練を実施した。今後も、ICT部門の業務継続計画の実効性を確保するため、訓練を実施していく。

(対応済み：デジタル政策推進課)

「秋田ICT基本計画2019」の計画期間を前倒しし、令和3年度に「秋田県DX推進計画」(推進期間：令和4年度から

秋田 I C T 基本計画2019では、その1期前の計画である「あきた I C T 基本戦略2015」における実施状況として、「携帯電話エリア世帯カバー率」、「インターネット利用率の割合」並びに「I C T を用いた地域活性化事業の実施」の目標値について実績との比較分析を行っている。

「あきたICT基本戦略2015」の目標値と実績値(平成29年度)

施策項目	平成26年度	平成30年度	平成29年度
	実績値	目標値	実績値
携帯電話エリア世帯カバー率 *1	99.9%	100%	99.9%
インターネット利用率の割合 *2	74.1%	85%	71.5%
ICTを用いた地域活性化事業の実施	0件	1件	2件

*1 総務省ホームページ 携帯電話等エリア整備事業 事業の実施状況 不感地域の状況(平成29年度末)
<https://www.tele.soumu.go.jp/resource/j/fees/purpose/keitai/001.pdf>

*2 「平成29年通信利用動向調査ポイント」

<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/statistics05a.html>

(出典：秋田 I C T 基本計画2019)

しかし、あきた I C T 基本戦略2015では、1期前の「あきた I C T 基本戦略2006」の実施状況について、比較分析を行った結果が記載されておらず、また、設定した目標値について、その設定した理由や実現するための方法が具体的に記載されていなかった。

一方、今般の秋田 I C T 基本計画2019においては、個々の計画に対して、より具体的な説明や方策が記載されており、この点は前回から改良が見られ評価できる。

(所見)

計画の推進にあたっては、いわゆる P D C A サイクルを実施することによって、その実施結果を次の目標に結び付けていく必要がある。

秋田 I C T 基本計画2019の推進にあたっては、計画期間中、毎年度実績値を測定して、計画最終年度の目標値に対する進捗状況の評価の上、想定より進捗が遅い項目についてはその原因を分析し、有効な対策を講じるといったサイクルを繰り返すことで、次期計画の策定、推進へと結び付けていくことが望ましい。

【意見2】 I C T 以外の要素が混在している数値目標の評価について

(68頁・8頁)

(事実)

秋田 I C T 基本計画2019において設定されている数値目標の中には、必ずしも I C T と直接関係のない要因を含んだ数値を目標としているケースが散見される。

例えば、「6-2 地域産業の活性化」の数値目標である「製造品出荷額等」「製造品付加価値額」「主要園芸品目の系統販売額」「米の生産費」「素材生産量」等は、確かに I C T の有効活用によって生産効率が上がったり、コストダウンが見込まれたりすることは理解できるが、金額的な増減が全て I C T によって直接もたらされるものではなく、非 I C T 的な要因も含んだ複合的な理由によるものであるのは自明である。

(所見)

県の I C T 政策の計画として活用するうえで、これらの非 I C T 的な要因も含んだ項目については、実績値の測定、

7年度まで)を策定した。

計画策定に当たり、秋田 I C T 基本計画 2019 の実績評価を実施したほか、秋田県 D X 推進計画については毎年進捗状況の評価しながら P D C A サイクルを回していくこととしている。

(対応済み：デジタル政策推進課)

令和3年度に策定した「秋田県 D X 推進計画」において、評価指標の見直しを行った。

施策の進捗状況の把握、実績内容の精査、未達の場合の原因分析とフォローアップ等に際して、ICTの利活用が貢献した部分とそれ以外の部分に分けたうえで評価することが望ましい。

【意見3】テレワークの環境整備について

(68頁・8頁)

(事実)

県の「新行財政改革大綱(第3期)」では、「5 情報通信技術(ICT)の活用」において、「テレワークやモバイルワークの環境整備」を行うこととしており、当該環境整備の進捗状況を定性評価することとしているが(※)、ICTの利活用計画と位置付けられる「秋田ICT基本計画2019」では、上記項目については特に触れられていない。

また、テレワークの環境整備に関する実績については、24ページに記載のとおりとなっているが、県庁におけるテレワークの実施そのものが未だ進んでいない状況にある。現状、県庁においてテレワークを本格的に実現するためには、例えば以下のような課題が解決される必要があると考えられる。

- ・情報セキュリティ対策
- ・押印による決裁の見直し
- ・書面主義の見直し

(※) 当面、知事部局の職員に係る業務をその対象として想定しており、教育庁(学校)や県警(警察署)はその対象に含まれていない。

(所見)

テレワークは、ICTを利用し時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であり、一般の働き方改革や新型コロナウイルス感染症対策の影響等から、社会的な流れとして、導入・推進は避けて通れない動きになっている。

とは言え、テレワークを本格的に実現するためには、現状、ICTの導入はもちろんのこと、押印主義、書面主義の見直し等、県庁における業務のあり方自体の検討を含めた取組みを行う必要がある。

これらを踏まえ、テレワークの環境整備を行うに当たっては、テレワーク用の機器やシステムの導入に留まらず、オフィスにおいて業務を実施した場合と同程度の効率性をいかに確保するかの観点も取り入れた施策を検討、実行することが望ましい。

【意見5】情報企画課における情報把握の網羅性について
(70頁・10頁)

(事実)

庁内の情報システムについて、現状、情報企画課が把握できる情報は、IT調達支援ページでの審査資料等の登録によるものが主であり、IT調達審査を受ける側からの適時の連絡等がなければ、IT調達やシステムの稼働・運用情報の事実が網羅的に把握できないリスクがある。

また、県では上記のIT調達支援ページによって収集した情報のデータベースをもって情報システム台帳としているが、これにより情報システム台帳としての情報の網羅性・適時性が担保されないリスクにもつながることになる。

(対応済み：人事課)

テレワークの環境整備については、本県版のテレワーク制度導入に向けた課題検証等を目的として実証実験を実施している。

テレワークの導入に当たっては、県庁における業務の在り方を含めた検討が必要であることなどを受け、押印による決裁の見直し等が行われ、令和3年度には、文書管理システムを導入した。これにより、押印による決裁が原則廃止され、テレワーク時においても文書の起案、決裁等が可能となった。

さらには、令和4年度には、テレワーク実施職員と職場の職員が密に連絡や情報共有できるようにコミュニケーションツール(チャットツール)を試験導入したほか、外部から各職場に掛かってきた電話をテレワーク職員が対応できるようにクラウドPBXの試験運用を行ったことにより、テレワーク時においても職場における業務執行と同程度の効率性等を確保することができるようになった。

なお、テレワークを実施するに当たって利用しているソフトウェアは、LG-WANを利用しており、情報セキュリティの観点からも職場と同等のレベルで業務を遂行できる環境が構築されている。

今後もテレワーク実施者を拡大できるよう情報セキュリティ対策等を所管する関係各課とも十分に情報を共有した上で、本県版のテレワーク制度の構築について検討を行っていく。

(対応済み：デジタル政策推進課)

令和3年度にデジタル政策推進課において県が保有する全ての情報システムを把握するとともに全体最適化の観点からシステムの見直しに向け検討を進めた。令和4年7月から情報セキュリティに関する内部監査を実施するなど、情報漏れを発見・是正できる体制を構築している。

(所見)

現状では、IT調達予算要求における業務の流れを利用して情報を収集するという運用に立脚しており、情報の網羅性・適時性を担保する仕組みが整備されていないことから、まずは、情報企画課又は今後組織の見直しがある場合は見直し後のICT統括部署を、庁内システムの調達及び利用状況の一元管理部署として明確化し、適切な権限を付与することで情報の網羅性・適時性が担保される仕組みを構築することが望ましい。

また、情報セキュリティに関する内部監査の実施時等において、監査対象となったシステム所管部署と協力して当該部署のシステムの状況を棚卸するなど、事後的に重要な情報漏れを発見是正する運用を検討することが望ましい。

【意見6】IT調達コストの審査について

(71頁・11頁)

(事実)

IT調達においては、調達原課は調達計画の総括資料である「IT調達計画書」を情報企画課に提出し、情報企画課では、当該IT調達計画書の審査にあたって、調達コストの積算根拠等について事前の資料閲覧やヒアリングを行っている。そして、情報企画課は、調達原課に対し審査結果として「IT調達事前審査調書」を提示し、調達原課は当該審査調書を財政課への予算要求時の添付資料としている。

今般、詳細な監査の対象としてサンプリングした個別システム(85ページ)について、IT調達事前審査調書とその関連資料を閲覧したところ、情報企画課では、見積額の妥当性についての技術的コスト(IT技術者の単価や工数等)は審査の対象としているが、技術的コスト以外のコスト(WEBコンテンツ作成のための取材費用やプロモーション費用等)を審査対象外としており、かかるコストについては第三者による検証が特段行われていない形になっている。

(所見)

上記の理由については、審査における情報企画課の役割が「技術的な観点」(秋田県情報システム調達マニュアル)からの確認にあるとされていることや、調達原課において複数業者からの概算見積書の比較検討等により妥当性の検討を行っていることによるものと考えられる。

しかし、この場合、審査上、結果的に調達原課での検討結果に対して第三者チェックが適用されない領域が生じることになる。一般的に、財政課はICTの知見不足から情報システムのコストの妥当性の検証は困難であると考えられるため、形式的な見積書の入手と技術的な観点さえクリアすれば比較的容易に予算の執行が認められるリスクがある。

IT調達の形が多様化している昨今、調達コストにおけるコンテンツや種々のサービスが占める領域は拡大することが予想され、これらについても第三者によるチェック機能が必要であると考えられることから、少なくとも非技術的コストの金額的重要性が高いケースについては、審査において対象外とせず、調達原課に対し、発注者の説明責任

(対応済み：デジタル政策推進課)

IT調達審査のあり方を見直し、「秋田県情報システム調達指針」及び「秋田県情報システム調達マニュアル」に代えて、令和4年6月に「秋田県デジタル化ガイドライン」を策定した。

今後は、当該ガイドラインに基づき、非技術的な部分を含むデジタル化関連事業計画全体について評価を行うこととしている。

としてコスト見積額に関する厳密な説明を求めるなど、これらの領域に対応した審査のあり方を検討することが望ましい。

【意見7】情報セキュリティ対策方針等の更新について
(72頁・12頁)

(事実)

総務省は、昨今の地方自治体における重大インシデントを受けて、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改訂等に係る検討会」を立ち上げ、令和2年5月に自治体情報セキュリティ対策の見直しのポイントを取りまとめた。

これによると、従来の「三層の対策」の考え方に基づく地方自治体の情報セキュリティ対策強化によって、インシデント数の大幅な減少が実現されたものの、一方では自治体内の情報ネットワークの分離・分割による事務効率の低下や、システム調達・運用における環境変化（自前調達からサービス利用方式へ、行政手続の電子化、働き方改革等）、サイバー攻撃の増加・サイバー犯罪手口の巧妙化等の課題が識別されていることから、従来の考え方を踏襲しつつもさらに効率性・利便性を向上させた新時代の情報セキュリティ対策の必要性が認識されることとなった。

そこで、検討会においては、上記の必要性を踏まえ、昨今の自治体における重大インシデント（リース満了により返却したハードディスクの盗難による情報流出など）等への具体的対策を織り込んだ「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改訂を進めることとしている。

(所見)

県の情報セキュリティポリシーである「秋田県情報セキュリティ対策基本方針」及び「秋田県情報セキュリティ対策基準」は、従来の情報セキュリティポリシーの考え方を基礎として策定されている。

昨今のICTを取り巻く環境変化の流れを踏まえた情報セキュリティ対策のアップデートが必要な時期が来ていると考えられることから、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改訂に合わせて、適宜、県の情報セキュリティ対策基本方針等の見直しを行うことが望ましい。

【意見8】システム維持管理における随意契約比率の高さについて
(73頁・13頁)

(事実)

今般の包括外部監査において、情報システム所管部署に対し、IT調達の状況に関するいくつかの質問事項を含んだアンケートを実施した結果、システムの維持管理に関する外部委託事業者との契約形態において、単独随意契約の比率が85%と高い状況にあることが確認された。

詳細な監査の対象としてサンプリングした個別システム(85ページ)について追加でヒアリング及び資料閲覧を実施したところ、単独随意契約とした理由としては、①システム開発業者自ら若しくは当該業者のグループ企業がシス

(対応済み：デジタル政策推進課)

令和4年3月に総務省から「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(令和4年3月版)」が示されたことを受け、令和4年5月に「秋田県情報セキュリティ基本方針」及び「秋田県情報セキュリティ対策基準」の改正を行った。

(対応済み：デジタル政策推進課)

情報システムの運用保守及び維持管理契約については、令和4年6月に策定した「秋田県デジタル化ガイドライン」において、安易に単独随意契約とならないよう考え方を示しているほか、毎年度実施する維持管理自己点検の際に各情報システム所管課が契約内容を確認し、デジタル政策推進課が報告を受ける運用としている。

テムの維持管理を行うことで、システムに関する業務内容を熟知した信頼性の高いサービスが継続的に期待できる、②システムのプログラムコードにおける著作権等の排他的権利関係が存在し別業者への切り替えが困難である、③別業者へ切り替えた場合に追加コストの発生が見込まれるため非効率である、などが挙げられた。

上記より、この場合の単独随意契約は、例外的に随意契約が許容されるケース（地方自治法施行令第167条の2第1項）に該当するものと整理されている。

県の事務においては、随意契約による予算執行にあたっては、調達原課は支出負担行為に「随意契約理由書」を添付し、秋田県財務規則の規定に基づき財政課への合議を行っている。これは予算の執行にあたり必須の手続となるものであるが、当該理由書には随意契約とした根拠（地方自治法施行令第167条の2第1項の各号いずれかに該当する旨）が簡潔に記載されているのみであり、当該判断の検討過程までは必ずしも明確にされているわけではない。

他方、「秋田県情報システム調達マニュアル」では、単独随意契約にあたっては、「適用する場合は、単独随意契約の理由を明確にする必要がある。調達額を見積時に詳細まで積算し、価格の妥当性と見積根拠を、発注者責任で明確に示す必要がある。」とし、「透明性・公平性を高めるために、複数の業者が参入する余地がある場合は、単独随意契約を行わない。既存システムのカスタマイズ等で単独随意契約を行っている場合も、更新時に競争の適用が出来ないか見直しを行うこと。」としており、発注者に明確な説明責任を求めている。

（所見）

県では当初開発段階でプロポーザルを実施しているケースが多く、その場合、一般的には開発後のライフサイクルコストをある程度踏まえて検討することになるので、コストの最適化の点からは、維持管理も含めて外部委託事業者を選定することの合理性がないとは言えない。

しかし、自治体である以上、調達取引は機会均等の考え方に基づく公開競争が原則であり、取引の公平性・透明性をできる限り確保すべきことは論を待たないと思われる。特に数度の改修を経て長期間にわたり同一の外部委託事業者（グループ事業者含む）との契約関係が実質的に自動継続するケースでは、それを当たり前とせず、原則に立ち返って、適宜の再検討とその結果の明確な説明を行うことが重要になると考える。

外部委託事業者との維持管理契約において単独随意契約による更新が想定される場合のIT調達審査では、経済的合理性だけでなく、社会状況の変化により競争の適用可能性が生じていないかまで含めた検討が行われているかについて情報企画課と調達原課で協議を行って、その結果を審査記録に残すようにすることが望ましい。

【意見11】秋田県情報システム調達マニュアルの改訂について

（76頁・16頁）

（事実）

（対応済み：デジタル政策推進課）

従来のIT調達に加え、外部サービスの利用など、デジタル技術の活用方法が多様化していることから、令和4年6月に「秋

昨今の地方自治体のIT調達におけるコスト削減の主要な考え方のひとつは、端的にいえば「個々の自治体が同じようなシステムを別々に調達するのは無駄」というものである。

足元の動きとしては、新型コロナウイルス感染拡大で遅れが浮き彫りになった行政のデジタル化に向けた基盤整備を目的として、総務省が、地方自治体ごとに異なる情報システムの仕様の統一化を検討している。このように、システムの標準化・共有化が推進されることで、特に大型の基幹業務システムにおいては、地方自治体が一からシステムを企画・設計する機会は少なくなっていくことが予想される。

また、IT調達におけるコスト削減の考え方として、「自前で作るよりも既存のサービスを利用するほうが安上がり」という観点から、民間事業者等のICTサービスをいかに行政に活用するかといった発想も一般的になってきている。

例えば、「地方公共団体におけるASP・SaaS導入活用ガイドライン」（平成22年4月 総務省）では、「標準化・共同化の推進」のひとつとして、ASP・SaaS導入によるシステム開発費・導入費用の軽減、運用に係る負担の軽減等のメリットを掲げている。

このような流れは、地方自治体のIT調達におけるトレンドを自前での構築から外部サービスの利用にシフトさせることになると思われる。

また、我が国政府は、平成30年6月に「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」を発表し、国の情報システム構築時の基本方針として、「クラウド・バイ・デフォルト原則」に基づく積極的なクラウドサービスの利用を進めており、この流れは早晩、地方自治体の情報システム構築実務においても大きな影響を及ぼすものと考えられる。

一方、秋田県情報システム調達マニュアルの設計思想は主にスクラッチ開発を前提としたものであり、その前提のもと、いかに自前の開発コスト及び維持管理コストを合理化するかがメインテーマとなっている。

もちろん、調達事務における根本的な考え方に大きな変化はなく、秋田県情報システム調達指針等で掲げられている考え方は現在でも十分通用するものであることに違いはないが、自治体のICT戦略の変化につれて、新規の論点、実務上の重点項目、あるいは留意すべき押さえどころ等は刻々と変化するものであり、その意味において、本マニュアルはいずれこれらの様々なケースに対応しきれなくなるリスクが想定される。

しかし、本マニュアルは、平成19年3月の策定以来、令和元年9月まで計8回の改訂を経ているものの、全てが参考資料様式の追加や字句の修正等にとどまっており、抜本的見直しは行われていない状況にある。

（所見）

ICTの世界における変化のスピードは速く、これらに対応して地方自治体におけるIT調達の実務も多様化していることを踏まえ、最近の動向を適宜取り入れた見直しを含む定期的な改訂を検討することが望ましい。

「秋田県情報システム調達マニュアル」を廃止し、「秋田県デジタル化ガイドライン」を新たに策定した。当該ガイドラインについては、社会の変化など、必要に応じて改訂を行うこととしている。

【意見12】 秋田県情報システム調達マニュアルの位置づけについて

(78頁・17頁)

(事実)

適正な事務の執行にあたっては、何をもって適正な執行とするのかの基準が必要であり、その意味で原則として遵守すべきルールとしての事務規定が設けられるべきであるが、現状のマニュアルは、どちらかといえば、IT調達事務に慣れていない調達原課担当者の実務上の参考に供し、もって業務を標準化することを主な目的として策定された経緯があることから、あるべき事務の流れ・全体像や検討すべき事項を提示しているものの、それらはあくまで参考事例に過ぎず、担当者の事務を拘束するものでないと解釈することも可能であるように見受けられる。

しかし、この解釈が過ぎた場合、マニュアルに準拠しない事務が行われたときに、それが妥当であると言えるかどうかの拠り所がないことになり、ひいては不適切な事務の執行が看過されるリスクが高くなる懸念が生じる。

(所見)

適正な事務の執行を担保する、という内部統制の視点に立って、当該マニュアルについては、遵守すべきルールとしての部分を明確に設定し、調達事務の参考書としての部分と区別して再構成できないか検討することが望ましい。

【意見13】 IT調達における企画フェーズの資料の保存について

(78頁・18頁)

(事実)

「秋田県情報システム調達マニュアル」は、システム調達に当たっての調達原課における検討手順や考え方を示しており、特にシステム調達の最初の段階である企画フェーズにおいては、①対象業務の課題把握、②業務改善計画策定等の体制の整備（大規模システムのみ）、③対象業務の現状分析、④他システム等の事例調査、⑤汎用製品（パッケージ）、サービス等の事前調査、⑥業務改善方針決定、⑦業務改善計画策定、といった多面的な検討を求めている（同マニュアル4.2.1業務改善計画策定）。

一方で、当フェーズの検討に関連して収集及び作成された資料については、同マニュアルに保存期間や範囲についての特段の定めがないことから、行政文書の管理について必要な事項を定めた「秋田県行政文書管理規則（平成13年秋田県規則第11号）」及び「秋田県行政文書管理要綱」に基づいて文書等の保管を行うこととなる。この場合、情報システム調達に関する行政文書は「財務会計に関する文書」に該当するものとされている。

しかし、「財務会計に関する文書」は本来、予算の要求及び執行、契約の締結に関する資料がその主な対象であると解され、その前段階である企画フェーズの検討資料についてはどこまでを行政文書とすべきかのルールが不明確であることから、当該資料の保存の要否は各調達原課の判断に任されているのが現状である。

(所見)

他システムの事例調査、汎用製品・サービス等の事前調

(対応済み：デジタル政策推進課)

「秋田県情報システム調達マニュアル」を廃止し、令和4年6月に「秋田県デジタル化ガイドライン」を新たに策定した。当該ガイドラインは、外部サービスの利用など、デジタル化全般に関する考え方を示す内容としている。

(対応済み：デジタル政策推進課)

令和4年6月に策定した「秋田県デジタル化ガイドライン」に基づいて作成するデジタル化関連事業計画書において、企画段階の検討内容を記載することとしており、当該計画書はデジタル政策推進課において保存することとしている。

査といった情報システムを巡る環境に関する検討は多岐にわたる場合が多いと考えられるが、調達原課の担当者が必ずしも情報システムの技術面に精通しているとは限らないため、過年度の検討過程を文書で残しておくことで、次回調達に際して有用な参考資料になるとともに、IT調達に関する知識やノウハウの引継にも役立つと考えられる。

したがって、企画フェーズの検討資料は、少なくとも次回の新規・更新等に関する調達までは、引き継ぎ資料として保存しておくことが望ましい。

【意見14】 IT調達事務におけるデータベースの活用について

(79頁・19頁)

(事実)

今般の包括外部監査において、詳細な監査の対象としてサンプリングした個別システム(85ページ)についてヒアリング及び資料の閲覧を実施したところ、秋田県情報システム調達マニュアルにおいて調達事務執行の結果として入手又は作成が想定されている資料(アウトプット)に関して、全般的に以下のような傾向が見られた。

- ・調達マニュアル上はアウトプットとして想定されているが、運用上は作成が必須でないといみなされている資料が複数あること等から、調達マニュアルで要領が示されているにも関わらず、調達原課では検討作業等の過程を文書化しておらず、記録として残っていないケースが散見された。
- ・県では、IT調達事務に関する行政文書(電子データ含む)について「予算、決算、出納その他の財務会計に関する文書」に該当するものとしており、「秋田県行政文書管理規則」及び「秋田県行政文書管理要綱」によれば、その保存期間は5年とされ、当該期間を経過したものについては順次廃棄することとしている。そのため、保存期間経過後の書類が調達原課に完全に保管されていないケースが散見された。

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 行政文書 知事の事務部局の職員(以下単に「職員」という。)がその分掌する事務に関し職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。)並びに電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、職員が組織的に用いるものとして、本庁及び地方機関が保有しているものをいう。ただし、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

(出典：秋田県行政文書管理規則)

別表第2 行政文書保存期間基準表

保存期間	行政文書の区分
5年	(前略) 6 予算、決算、出納その他の財務会計に関する文書 7 その他10年保存を必要としない文

(対応済み：デジタル政策推進課)

令和3年9月補正予算要求時以後に提出されたデジタル化関連事業計画書及びIT調達計画書についてデータベースとして保管することとしている。

(出典：秋田県行政文書管理要綱)

(所見)

秋田県情報システム調達指針では、システム調達に関する知識やノウハウを蓄積し共有することを基本方針としている。

指針12 システム調達を効率よく進める知識とノウハウを全庁において蓄積し共有する。

(出典：秋田県情報システム調達指針)

県の事務は人事異動で担当者が短期的に入れ替わるため、システムの全体像や導入経緯についての広い見識が定着しにくい環境にある。したがって、その時々担当者の範囲で理解できたとしても、担当の交替を重ねるたびに実務的な知識が失われてしまうリスクがあるため、特に調達計画の策定や開発の進捗管理等においては、過去の検討事例がノウハウとして有用になると考えられる。

現状では、情報企画課は計画されたシステム調達の概要や調達原課における自己点検の状況の確認に資する程度の情報についてデータベースに提出させているが、概要把握にとどまらず、実際の検討状況についてもデータベースに残すことが有用と考えられるので、上記の趣旨に照らして有意義であると判断される場合は、データベースに提出させる資料の範囲を拡大する運用を行うこと、加えて調達マニュアル上も当該運用を明確にルール化することが望ましい。

また、昨今は情報システムの成果物も電子媒体での納品が当たり前になってきており、紙ではなく電子記録(Microsoft OfficeやPDF等のファイル形式)でアーカイブすることで保存が容易となり、情報検索の利便性が向上することが期待できることから、一般的な行政文書の取扱いとは別に、データベースとして長期間保管できるように検討することが望ましい。

【意見15】 契約書類における情報セキュリティ対策に関する事項について

(81頁・20頁)

(事実)

今般の包括外部監査において、詳細な監査の対象としてサンプリングした個別システム(85ページ)についてシステム開発並びに維持管理業務に係る契約書を閲覧したところ、情報セキュリティ要件について特段の条項が明記されておらず、事前に用意されている契約書のひな型においても特段設定されていない状況であった。

(所見)

一般的に、外部の事業者による県の有する情報へのアクセス機会が想定される場合は、セキュリティリスクの観点から、当該事業者に対し、県の情報セキュリティポリシーの遵守等について契約書等で合意を得ておく必要がある。

契約書のひな型を見直すか、「契約書チェックシート」(秋田県情報システム調達マニュアル 資料編 2.6 契約書チェックシート(案))を活用し、契約事務において各調達原課で情報セキュリティ項目について漏れないか確認す

(対応済み：デジタル政策推進課)

システム開発及び維持管理業務に係る契約において情報セキュリティ対策に関する事項の記載状況について令和4年度に調査を実施するとともに注意喚起を実施した。

また、セキュリティ監査時に、契約書の内容を確認することで、第三者が漏れないことを確認する運用としている。

るとともに、情報企画課のデータベースへの契約書登録時にチェックリストを添付させてレビューする等の対応を検討することが望ましい。

【意見16】システム導入後の評価について

(81頁・21頁)

(事実)

I T 調達事務が効率的に執行され、調達された情報システムが有効に利用されているかを確認する手段として、また将来の I T 調達事務の改善に役立てるためのノウハウを蓄積する手段として、導入後の評価を行うことは有用である。

「秋田県情報システム調達指針」においても、以下のとおり定期的な事後評価を実施することを想定している。

指針 1 4

P D C A サイクルを適切に実践するとともに、定期的にシステムの評価を実施する。

(出典：秋田県情報システム調達指針)

しかし、秋田県情報システム調達マニュアルでは、この事後評価に関して調達原課の参考になるような具体的な記述がなく、そもそも「評価」とはどのような活動を指しているのか、また、どのような方法で評価するのか等の点で位置づけが曖昧であることから、実際の運用上も事後評価がどの程度行われているのかについて、十分確認できない状況にある。

(所見)

秋田県情報システム調達指針では、「運用段階（維持管理）に入ったシステムについて、当初計画した結果が達成されているか、改善の余地はないか等を継続的に評価する。評価した結果は、全庁において蓄積・共有し、次の P D C A サイクルに活用する。」とされており、この観点から事後評価を行うことは有用であると考えられる。

上記に基づき、事後評価の方法の再検討、評価活動の継続的な実施並びに評価結果のデータベースへの収集と蓄積を推進することが望ましい。

【意見17】情報セキュリティポリシーの浸透状況の把握について

(82頁・22頁)

(事実)

今般の包括外部監査において、情報システム所管部署に対し、情報セキュリティポリシーの運用状況に関するいくつかの質問事項を含んだアンケートを実施したが、これらの情報セキュリティに関する回答の大部分は、情報企画課では事前に把握しておらず、庁内の情報セキュリティポリシーの全般的な浸透状況が十分把握できていない状況にあると推察される。

(所見)

現状、「秋田県情報セキュリティ対策基準」等の情報セキュリティポリシーの遵守については、各情報システム所管部署が自主的に対応している状況であるが、自主的な対応のみではどうしてもセキュリティレベルに差異が生じてしまうため、情報企画課は庁内の情報セキュリティポリ

(対応済み：デジタル政策推進課)

「秋田県情報システム調達指針」及び「秋田県情報システム調達マニュアル」を廃止し、令和4年6月に策定した「秋田県デジタル化ガイドライン」に基づき、情報システム維持管理自己点検において継続的な評価を行うこととしている。

(対応済み：デジタル政策推進課)

令和4年度から、情報セキュリティ監査や自己点検の際に、委託先を含め、セキュリティポリシーの遵守状況を確認し、リスクがあれば、改善指導を行うこととしている。

シーの浸透状況を適宜に把握し、セキュリティリスクが高い部署については改善指導を行って、全体のセキュリティレベルの維持向上を図る必要がある。

各情報システム所管部署の自己点検を確実に実施させるとともに、その結果のレビューや内部監査を通じて、適宜の改善指導を実施することが望ましい。

【意見18】情報セキュリティ監査の実施状況について
(82頁・22頁)

(事実)

「秋田県情報セキュリティ対策基準」では、「情報セキュリティ監査統括責任者は、監査結果を取りまとめ、C I S Oに報告する。」「C I S Oは、監査結果を踏まえ、指摘事項を所管する情報セキュリティ管理者に対し、当該事項への対処を指示しなければならない。」とされているが、令和元年度の情報セキュリティ監査については、監査実施から1年程度経過しているにもかかわらず、監査報告が未だ行われていない。

(所見)

監査の実施結果については速やかにフォローアップを行い、監査の過程で検出されたリスクを早期に低減するよう対策を講じることが重要である。

監査対象部署における指摘事項への対応の実効性を確保するため、監査結果は監査実施から期間をあけることなく速やかに報告することが望ましい。

【意見20】サーバ室の入退室管理について
(83頁・19頁)

(事実)

情報企画課のサーバ室への入退出については生体認証(指紋認証)により制限される仕組みとなっているが、現地視察を行ったところ、情報企画課が管理している鍵を使うことのみでも入退室が可能な状況にあると見受けられる。

この場合、生体認証の登録がされていない(又は登録解除された)者が鍵を使用して入室することができるため、結果として生体認証によるサーバへのアクセス制限が無効化されるリスクがある。

上記について情報企画課へヒアリングしたところ、実際に鍵を使用するケースはほとんど無いとのことであるが、どのようなケースで鍵の使用を許可するかなどのルールは現状、明確にされていない。また、鍵使用の管理簿等も特段作成されていないため、誰がいつ使用したか、適切な責任者の承認を得たか等の履歴が確認できない。

(所見)

鍵の管理に関する取扱いを明確にするとともに、鍵を使用するケースは非常時等の例外事項としてルール化することを検討することが望ましい。

第5章 個別情報システムの調達・維持管理等における事務の態勢に関する指摘事項及び監査の結果に添えて提出する意見

5 個別情報システムの監査結果について

(1) 秋田県予算編成・政策評価システム

(対応済み：デジタル政策推進課)

C I S Oに監査計画を報告した上で、令和4年度から情報セキュリティ監査を実施しており、その結果についても速やかに報告することとしている。

(対応済み：デジタル政策推進課)

令和4年3月にサーバ室の鍵の管理簿を作成し、鍵を使用した入室についてルール化した。

【意見21】軽度な改修における「秋田県情報システム調達マニュアル」の適用について

(96頁・24頁)

(事実)

計画時・実施時・完了時の各段階で情報企画課に提出すべき書類である関門検査点検シートが、情報企画課のデータベースを確認したところ保存されておらず、確認できなかった。

上記について、調達原課及び情報企画課からは、当システムの平成30～令和元年度改修がWindows 10への対応であり、本来の開発・更新のような新たに追加される機能がなく、軽度なものであることから、マニュアルで定める関門検査点検シートで情報を蓄積する必要性に乏しいとの説明を受けている。

なお、「秋田県情報システム調達マニュアル」では、事務手続の省略可否について特段の定めはない。

(所見)

秋田県情報システム調達マニュアルは、新たに情報システムを導入する場合の事務を想定し、企画段階から維持管理段階までを範囲とする内容となっている。一方で、近年では、既に多くの業務でIT化が進展しており、従来手作業によっていた事務を新たにIT化するよりも、むしろ改修や入替えといったケースが増加している。

よって、事務効率の観点から、調達マニュアルで想定している業務フローについて、担当者レベルの判断で手続を省略することが今後も起こりうるものと考えられる。

しかし、今回のような機能の追加・変更等を伴わない改修の場合であっても、IT調達である以上、内部統制の観点からは調達マニュアルに準拠した事務が求められ、この原則に則らなければ、個々の担当者の裁量が入る余地が生じ、事務の均質性が確保されなくなる懸念が生じる。

したがって、現状のマニュアルをそのまま適用することが効率性を阻害するのであれば、本来はマニュアル自体を現状の実務にあわせて見直しすべきである。

原則的にはマニュアルに準拠しつつも、簡略的な手続を許容できる範囲を明示し、可能な範囲で簡略化を容認する対応ができないか検討することが望ましい。

(11) STAY AKITA

【指摘事項19】関門検査点検シートの未作成について

(134頁・32頁)

(事実)

「関門検査点検シート」は、コンサル・SE支援・開発・環境設定・ホームページ作成等全ての調達案件につき、業務の計画時・実施時・業務完了時に調達原課が作成し、その裏付けとなる資料とともに「IT調達支援ページ」の情報企画課のデータベースに登録することとされている(秋田県情報システム調達マニュアル 資料集 3. 8「関門検査運用ルールとフロー」)。

調達マニュアルによると、関門検査は、①各調達原課において調達事務が必要十分に実施されることを担保するために自己点検を促すこと、②情報企画課のサポート担当者が各調達原課の業務の進捗状況を把握し必要な助言・依頼

(対応済み：デジタル政策推進課)

「秋田県情報システム調達マニュアル」は廃止し、令和4年6月に「秋田県デジタル化ガイドライン」を新たに策定した。

当該ガイドラインにおいてIT調達審査手続の見直しを行っている。

(対応済み：観光振興課)

令和2年度以降、システム調達を行う際は、「関門検査点検シート」を適切な時期に作成し、遺漏なく情報企画課のデータベースへ登録を行うこととしている。

を行うこと、③情報企画課のデータベースに各システムに関する資料・情報を収集することを主な目的として実施されるものであり、これらを踏まえると、「関門検査点検シート」並びに関連資料は、原則としてその最終版が情報企画課のデータベースに登録されているべきである。

しかし、本システムにおいては、当該資料が情報企画課のデータベースに登録されておらず、監査上、マニュアルが想定する業務が網羅的に実施されたかどうかのエビデンス（証拠記録）が確認できなかった。ただし、調達原課に対するヒアリングにおいては、調達原課担当者から必要十分な業務は実施されている旨の回答を得ている。

（所見）

調達マニュアルの趣旨に鑑み、最終版の「関門検査点検シート」の作成、関連資料について情報企画課のデータベースへの登録について徹底するようにされたい。

【指摘事項20】 各種連絡票の未登録について

（134頁・33頁）

（事実）

「発注計画連絡票」、「契約・開発着手連絡票」及び「契約・開発終了連絡票」は、「IT調達支援ページ」の登録ページであり、調達マニュアル上は、前述の「関門検査点検シート」を含め、調達原課がその調達業務の進捗段階に応じて、当該連絡票に必要な資料を添付して登録することとなっているものである。

しかし、本システムにおいては、当該連絡票がデータベースに登録されておらず、監査上、マニュアルが想定する業務が網羅的に実施されたかどうかのエビデンス（証拠記録）が確認できなかった。ただし、調達原課に対するヒアリングにおいては、調達原課担当者から必要十分な業務は実施されている旨の回答を得ている。

（所見）

調達マニュアルの趣旨に鑑み、「発注計画連絡票」、「契約・開発着手連絡票」及び「契約・開発終了連絡票」の登録並びに関連資料について情報企画課のデータベースへの登録について徹底するようにされたい。

【意見28】 パスワードの管理について

（136頁・35頁）

（事実）

本システムにおけるパスワード管理の状況について、調達原課へヒアリングしたところ、運用当初のパスワードをそのまま利用しており、特段の変更をする運用となっていなかった。

（所見）

セキュリティリスクの観点からパスワードは定期的に変更すべきであるため、調達原課においてユーザとパスワードの管理に関するルールを設け、システム改修等のためにアクセスすると見込まれる外部委託業者を含め、対象となるシステム利用者に当該ルールを遵守させるような運用が望ましい。

（対応済み：観光振興課）

令和2年度以降、システム調達を行う際は、適切な時期に連絡票の情報をデータベースへ登録することとしている。

（対応済み：観光振興課）

令和2年度以降、パスワードについては初期のものから適宜変更しているほか、アクセス権限を持つ者を最小限にするなど、ルール遵守に努めている。

(13) 公営企業財務会計システム

【意見29】 関門検査点検シートの提出確認について

(142頁・35頁)

(事実)

「秋田県情報システム調達マニュアル」において、情報企画課に提出すると定められている「関門検査点検シート（実施時）」「関門検査点検シート（完了時）」が、情報企画課のデータベースに保存されておらず、受付確認した形跡がみられない。他方、調達原課では完成版を資料として保管しているなど、提出が漏れていたと認められる状況は確認できない。

このような状況に至った原因は複数想定されるが、本監査の過程では、原因の特定はできなかった。

(所見)

「秋田県情報システム調達マニュアル」によれば、当該シートは、調達指針12に則り、システム調達を効率よく進める知識とノウハウを全庁において蓄積し共有するためのツールであるとともに、調達の各段階における管理が適切に実施されていることを自己点検するため、加えて、庁内のシステムを全般的に管理する情報企画課がその点検状況を確認し、必要に応じて指導助言するために作成・提出されるものである。

調達マニュアルの趣旨に鑑み、情報企画課において定期的にデータベースを棚卸するなど、提出状況を確認することが望ましい。

【意見31】 I T調達事務の適用範囲について

(152頁・38頁)

(事実)

調達原課並びに情報企画課からのヒアリングによると、平成26年度の雪情報システムの再開発においては、測定機器の調達が主であったため、情報システム調達マニュアルの業務フローの対象とせず、物品調達の位置づけで事務処理されていた。このため、情報企画課では平成26年度の雪情報システムの再開発の状況を適時に把握できていなかった。一方で、維持管理予算の申請は情報システム調達マニュアルに沿って事務がなされていることから、情報企画課では、システム再開発後、維持管理予算申請において初めて当該システムが再開発されたことを認識している。

このように、本来はI T調達の対象とすべきものであっても、同一契約内でハードウェアや他サービスの比重が大きいケースでは、I Tとそれ以外の切り分けが適切に行われず、結果として情報システム投資の状況について把握が遅れるなどのリスクがみられる。また、調達マニュアルで想定している事務手続や自己点検が行われなかったことによる非効率性のリスクも十分低減されないことにつながると考えられる。

(所見)

「秋田県情報システム調達マニュアル」においては、I T調達の管理対象は基本的にすべての情報システムが該当することとしており、契約上一体であって外観的に非I Tの部分が主である場合であっても、これを除外していない。

庁内I T調達の全体最適化や投資の有効性向上のためには、情報システムにかかる状況は適時にかつ漏れなく把握

(対応済み：デジタル政策推進課)

「秋田県情報システム調達マニュアル」を廃止し、令和4年6月に「秋田県デジタル化ガイドライン」を新たに策定した。

今後は、当該ガイドラインに基づいて実施するデジタル関連事業計画に係る審査内容等をデータとして蓄積するとともに、情報システムのデータベースに反映し、管理することとしている。

(対応済み：デジタル政策推進課)

令和4年6月に策定した「秋田県デジタル化ガイドライン」では、従来のI T調達に加え、デジタル化やD X推進に関連する事業について広く評価対象としている。

される必要があることから、当システムのケースのようなリスクがあることを各部課に周知するなど、IT調達事務の対象から除外されるリスクを防止するための対応を検討することが望ましい。

令和3年度包括外部監査（県が所轄する社会福祉法人に対する指導監督事務の執行について）

事項（報告書・概要書頁） 監査の結果・意見の概要	措置状況：担当課 措置の内容
<p>第4章 指摘事項及び監査の結果に添えて提出する意見 2 監査結果について (1) 指摘事項 【指摘事項1】財務書類の不備に対する指導について (75頁) (事実)</p> <p>県の「法人指導監査ガイドライン」では、監査対象である社会福祉法人の計算関係書類（資金収支計算書・事業活動計算書・貸借対照表並びに注記事項、及び附属明細書）や財産目録等のいわゆる財務書類に関して、社会福祉法人会計基準に準拠しない開示を行っている場合は原則として指摘し、法人に改善を促すこととしている。</p> <p>しかし、今般の包括外部監査において、県が実施した指導監査の調査及び県の所管法人が開示している財務書類につき監査チームが簡易的なレビュー（基本的に計算関係書類の閲覧のみ）を行い、会計処理・開示書類の不備等で目立ったものがないかどうか検証した結果、本来であれば指導監査の時点で発見し指摘事項とするか検討すべきであったと思われる事項が複数の法人において多数認められた。</p> <p>もちろん、過年度の指摘事項の中には、財務書類についての作成誤謬や会計基準に準拠しない表示に関するものもあり、監査の実施段階で当該領域が軽視されているとまでは言えない。しかし、結果としては、それほど時間や手間をかけずとも、発見可能な不備が複数見落とされているように見受けられる。</p> <p>上記の指摘事項とするか検討すべきであったと思われる事項の主な具体例は、以下のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・作成すべき財務書類が一部作成されていない（拠点区分別の書類など） ・財務書類間の不整合（貸借対照表と附属明細書の記載内容のうち本来一致すべき項目が一致していないなど） ・会計基準上、記載が必須とされている注記事項が、一部記載されていない ・注記事項における金額が、本表と一致しない（貸借対照表の項目の注記事項に係る金額が、同表残高と一致しないなど） ・不適切な勘定科目の使用（同じ名称の科目が重複している、会計基準に準拠しない名称の使用など） ・資金収支計算書の予算欄に金額が記載されていない ・会計基準で規定されたものより過剰に詳細な区分で表示している ・その他、記載漏れや計算誤り等の誤謬 </div>	<p>(対応済み：福祉政策課)</p> <p>○ 措置の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 福祉政策課から法人所管部署に対し、現況報告書及び計算書類等の提出に係る簡易チェックリストを配布し、法人から提出される現況報告書等の不備・誤りがないよう内容確認の徹底を進めている。 2 法人所管部署は、上記確認において、不備・誤りがあった場合、法人に対して助言・指導を行う。 3 法人所管部署は、上記確認において、著しい不備等が認められるなど運営等に問題を有する法人を感知したときは、福祉政策課に報告する。 <p>○ 措置終了時期 令和4年5月</p>

上記のうち多くは、指導監査における監査対象年度だけでなく、直近（令和2年度）の開示財務書類においても不備が修正されていない。

（所見）

上記については、県の「法人指導監査ガイドライン」上、原則として指摘事項として改善指導を行うべきものに該当する可能性があることから、監査の段階で対象法人に対し指導すべきである。

（（原則として）文書指摘とされているケースの例）

- ・作成すべき計算関係書類が作成されていない場合
- ・計算関係書類の様式が会計基準に準拠していない場合
- ・注記事項について計算関係書類の金額と一致しない場合
- ・把握された注記事項が注記されていない場合
- ・附属明細書について計算関係書類の金額と一致していない場合

（「法人指導監査ガイドライン」に基づき監査人が作成）

ガイドラインでは文書指摘とすべきとされていたとしても、不備の重要性や対応のスピード感（すぐに修正対応可能であるなど）を勘案して、口頭指摘にとどめる運用でも合理性がある場合がある。また、ガイドライン上明確な記載がなくとも、重要なのは法人側に誤りを気づかせ、同じような不備が発生しないよう指導することにあるので、財務書類の開示の適切性は、不備の発生可能性が高い領域と認識の上、重点的に監査する必要がある。

県の所管する社会福祉法人においては、公認会計士又は監査法人による外部監査（会計監査人監査）を受けている法人は4法人しかなく、外部公表される財務書類の外部からのチェックが十分でない法人の方が大多数である。また、一般的に、外部監査を受けていない法人の多くは社会福祉法人会計基準に対する習熟度が高いとは言えず、会計事務・財務報告に関する体制が十分整備されていないことが多く、実際、今般の包括外部監査においても同様の印象を受ける。社会福祉法人制度改革において従前より予定されている社会福祉法人に対する会計監査人設置義務の対象拡大は、昨今の社会情勢を踏まえ進捗が遅れており、当面、外部監査を受ける法人の数は増える見込みがないことから、事実上、多くの法人にとって、県の指導監査が唯一の外部監査と言える。したがって、本来、法人の財務内容の適切な開示は法人自らが自律的に行うべきものであるとしても、県の指導監査においてその指導的機能を十分に発揮し、可能な限り不備のない情報が開示されるように法人を指導監督していくべきである。

【指摘事項2】社会福祉法第59条に規定された書類の公表に関する不備に対する指導について

（77頁）

（事実）

社会福祉法第59条において、社会福祉法人は、以下の書類を所轄庁へ届け出なければならないとされている。

（対応済み：福祉政策課・法人所管課等）

○ 措置の内容

- 1 福祉政策課から法人所管部署に対し、現況報告書及び計算書類等の提出に係る簡易チェックリストを配布し、法人から提出される現況報告書等の不備・誤りが

- ・計算関係書類（各会計年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに監査報告（第四十五条の二十八第二項の規定（会計監査人監査）の適用がある場合にあっては、会計監査報告を含む。）
- ・財産目録
- ・役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿）
- ・報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当）の支給の基準を記載した書類
- ・事業の概要その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書類（現況報告書等）

また、社会福祉法第59条の2（及び同施行規則第10条3項）において、社会福祉法人は、以下の書類をインターネット等を通じて遅滞なく公表しなければならないとされている。

- ・定款
- ・上記の計算関係書類のうち、法人単位資金収支計算書
- ・同事業活動計算書・同貸借対照表・同注記事項
- ・役員等名簿
- ・報酬等の支給の基準を記載した書類
- ・現況報告書
- ・社会福祉充実計画等（作成している場合のみ）

インターネット等を通じて公表すべきとされる書類については、所轄庁への届出に当たって「財務諸表等電子開示システム（WAMNET）」を利用し、電子データで届出が行われ、当該データが同システムを通じてインターネット上で閲覧に供されることになる。本システムは、社会福祉法人の運営の透明性を確保すること等を目的に、法人の運営状況及び財務状況に係る情報について、①一覧性・検索性を持たせたシステムを構築し、国民に情報提供できる体制を整備すること、②社会福祉法人が所轄庁へ届出を行う現況報告書、財務諸表等の様式作成を支援し、届出の電子化を推進することにより法人の事務負担を軽減することを主な目的として、独立行政法人福祉医療機構において構築したシステムであり、独立行政法人福祉医療機構のホームページ上で、「社会福祉法人の現況報告書等情報検索」として開示され、一般の閲覧に供されている。

（参考URL：<https://www.wam.go.jp/wamnet/zaihyoukaiji/pub/PUB0200000E00.do>）

したがって、インターネット等を通じて公表すべきとされる書類のうち、社会福祉法第59条に規定の届出書類と重複しているものについては、本システムでの提出が所轄庁への届出と同義であるということになる。

県の所管部署へヒアリングしたところ、所轄庁に対する届出書類については、毎会計年度終了後、原則として期末日以後3か月以内（6月末まで）に届出されることになっており、その際、届出に漏れがないか、提出書類が適正かの確認を行っているとの回答を得た。

しかし、今般の包括外部監査において、県の所管する社

ないよう内容確認の徹底を進めている。

- 2 法人所管部署は、上記確認において、不備・誤りがあった場合、法人に対して助言・指導を行う。
- 3 法人所管部署は、上記確認において、著しい不備等が認められるなど運営等に問題を有する法人を感知したときは、福祉政策課に報告する。

- 措置終了時期
令和4年5月

会福祉法人（全57法人）の本システム上での開示書類（令和3年度公表＝令和2年度決算分）を閲覧した結果、監査実施時点において、一部の法人で以下のような不備が認められた。

書類	法人数	主な不備の内容
計算関係書類（注記事項）	3	・法人単位の注記事項を開示すべきところ、施設（拠点区分）単位の注記事項が開示されている ・中身が全く無関係のファイルが開示されている
報酬等の支給基準	10	・支給基準が公表されていない

（所見）

上記のとおり、「財務諸表等電子開示システム（WAMNET）」での開示書類は、所轄庁である県への届出書類と同義であることから、不備のある書類が開示されている、または開示されるべき書類が開示されていない状況は是正するよう、該当法人に対し速やかに指導すべきである。

また、これらの書類は原則として期末日以後3か月以内（6月末まで）に届出されることとされているのであるから、県の所管部署等は開示書類に漏れがないか、開示書類の内容が適切なものであるか等の確認を届出時に確実にを行うとともに、不備がある場合は再提出を促す等の対策を講じるべきである。

【指摘事項3】社会福祉法人会計基準の適用誤りに対する指導について

（80頁）

（事実）

県の「法人指導監査ガイドライン」では、監査対象である社会福祉法人の計算係書類や財産目録等のいわゆる財務書類に関して、社会福祉法人会計基準に準拠しない会計処理を行っている場合は原則として指摘し、法人に改善を促すこととしている。

しかし、今般の包括外部監査において、県の所管法人が開示しているこれらの計算関係書類等につき監査チームが簡易的なレビュー（基本的に計算関係書類の閲覧のみ）を行い、会計処理・開示書類の不備等で目立ったものがないかどうか検証した結果、本来であれば指導監査の時点で発見し指摘事項とするか検討すべきであったと思われる事項が複数の法人において認められた。

もちろん、過年度の指摘事項の中には、会計処理に係る誤謬や社会福祉法人会計基準の適用誤りに関するものもあり、監査の実施段階で当該領域が軽視されているとまでは言えない。しかし、結果としては、それほど時間や手間をかけずとも、発見可能な不備が複数見落とされているように見受けられる。

上記の指摘事項とするか検討すべきであったと思われる事項の主な具体例は、以下の通りである。

- ・引当金（賞与引当金、徴収不能引当金等）の要件を充足すると思われるにもかかわらず引当金が計上されていない、または計上の要否が検討されていない
- ・退職給付引当金につき簡便法を適用する場合の、引当

（対応済み：福祉政策課）

○ 措置の内容

1 令和4年度から次の対応を行い、重点的なヒアリングによって財務管理・会計管理の監査を強化した。

- 1) 監査対象法人から所轄庁へ提出された計算書類等の事前確認を十分行うこと
- 2) 重点項目について、独自のチェックシートの作成

2 監査の実効性・効率性を高めるため、「秋田県社会福祉法人等指導監査実施要綱」（以下「実施要綱」）に基づき、会計監査人を置いている法人等はサイクルの延長や省略を行い、逆に法人所管部署から報告があるなど運営に問題を有する法人は随時行うなど、メリハリを付けて実施することとする。

○ 措置終了時期

令和4年5月

金と引当資産の残高の不一致（本来、一致すべきものである）

- ・積立金と積立資産の残高の不一致（本来、一致すべきものである）

上記のうち多くは、指導監査における監査対象年度だけでなく、直近（令和2年度）の計算関係書類等においても不備が修正されていない。

（所見）

上記については、県の「法人指導監査ガイドライン」上、原則として指摘事項として改善指導を行うべきものに該当する可能性があることから、監査の段階で対象法人に対し指導すべきである。

（文書指摘とされているケースの例）

- ・積立金と同額の積立資産が計上されていない場合
- ・指摘基準を記載していない事項を含め、法人の財務状況を正確に表示しない（問題を隠す等）ことを目的として会計処理を行った場合や会計基準に則さない会計処理（会計処理の誤りを含む）により計算書類の内容に重大な影響を与えた場合

（「法人指導監査ガイドライン」に基づき監査人が作成）

ガイドラインでは文書指摘とすべきとされていたとしても、不備の重要性や対応のスピード感（すぐに修正対応可能であるなど）を勘案して、口頭指摘にとどめる運用でも合理性がある場合がある。また、ガイドライン上明確な記載がなくとも、重要なのは法人側に誤りを気づかせ、同じような不備が発生しないよう指導することにあるので、社会福祉法人会計基準の準拠性は、不備の発生可能性が高い領域と認識の上、重点的に監査する必要がある。

特に積立資産（引当資産）の残高が積立金（退職給付引当金）を下回っているケースの場合、本来、特定の目的において積立されているべき資金が何らかの理由によって不足していることになるわけであるから（一般的には、積立資産・引当資産は定期預金の形でその目的の財源として確保しておくことが多い）、その状況に至った経緯や資産の保全が適切かも含めて、法人運営の妥当性の観点からも踏み込んだ指導が必要となる可能性がある。

また、逆に実際に存在している資産の価額にあわせて積立金残高を修正するとするならば、その分当該法人の純資産（正味の財産）が過大であったということの意味し、例えば実態に合わせた修正に伴って債務超過又はそれに近い水準まで悪化することで法人の財務安全性の実態が浮き彫りになる可能性もあるため、財務内容への影響まで踏まえた検討が必要である。

会計上の引当金については、社会福祉法人会計基準でその計上に関するルールが定められているが、税務上の必須項目ではなく、当該法人に税務会計事務所が入っていても見落とされることがあるため、引当金の未計上は発生しやすい誤りである。したがって、計上されていない場合において本当に計上不要かどうかは、引当金の要件に照らして注意して確認する必要がある。

県の所管する社会福祉法人においては、公認会計士又は

監査法人による外部監査（会計監査人監査）を受けている法人は4法人しかなく、外部公表される財務書類の外部からのチェックが十分でない法人の方が大多数である。また、一般的に、外部監査を受けていない法人の多くは社会福祉法人会計基準に対する習熟度が高いとは言えず、会計事務・財務報告に関する体制が十分整備されていないとされており、実際、今般の包括外部監査においても同様の印象を受ける。社会福祉法人制度改革において従前より予定されている社会福祉法人に対する会計監査人設置義務の対象拡大は、昨今の社会情勢を踏まえ進捗が遅れており、当面、外部監査を受ける法人の数は増える見込みがないことから、事実上、多くの法人にとって、県の指導監査が唯一の外部監査と言える。したがって、本来、法人の適正な会計処理は法人自らが自律的に行うべきものであるとしても、県の指導監査においてその指導的機能を十分に発揮し、可能な限り不備のない会計事務が実施されるように法人を指導監督していくべきである。

【意見1】指導監査の実施に関する情報公開について
(83頁)
(事実)

「秋田県社会福祉法人等指導監査実施要綱」8には、「県は、指導監査の結果について文書により指示した状況を、出来る限り利用者保護の観点から開示する。」と規定されている。

上記要綱は、厚生労働省の「社会福祉法人指導監査実施要綱」に準拠して策定されており、同要綱5(7)において、「指導監査の結果の開示は、法人運営の適正化のみでなく、利用者の立場に立った質の高いサービスの提供に資することも目的としていることを踏まえ、各都道府県市の情報公開条例に基づく開示請求に対しても積極的に閲覧を可能としておく体制を整えることが望ましい。」とされていることも踏まえたものであると解される。

他自治体の状況を見ると、ホームページ等において指導監査の実施方針や実施結果の開示を積極的に行っているところが多いように見受けられる。例えば、東北地方の他県の状況は、以下のようになっている。

自治体名	主な開示内容	URL
青森県	指導監査実施要綱、監査結果の統計(項目別指摘件数等)	https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/kkenkofu/kansa.html
岩手県	指導監査実施要綱、指導監査実施方針、福祉サービス第三者評価結果	https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/houjinshidou/index.html
宮城県	指導監査実施結果(実施件数、指摘件数、改善状況)	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syahuku/shidokansa.html
山形県	該当なし	-
福島県	指導要綱、指導方針、実施結果(具体的な指摘・指導内容)	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025b/

しかし、県のホームページ等を見てみると、県の要綱で定められた指導監査の実施結果について文書により指示し

(対応済み：福祉政策課)

○ 措置の内容

- 令和3年度社会福祉法人等指導監査の結果について、法人名が特定されない形で、次の情報を県のHPで公表した。
 - 1) 監査の実施件数等の統計情報
 - 2) よくある指摘事項
 - 3) 指摘事項に対する改善の状況
 - 4) その他、間違いやすい対応など有益な情報
- 上記は、順次時系列的に掲載し、最終的には5カ年程度を一覧できるようにする。

○ 措置終了時期

令和4年4月

た状況等の開示は特段行っていないのが現状である。

この点について、指導監査の実施結果を開示していない理由を監査部署にヒアリングしたところ、改善勧告に関して改善されない場合は公表するという規定を置いている以上、係る状況以外で法人の内部状況を公表するのは、監査における守秘義務に照らして難しく、情報公開に対しては慎重に考えているとの意見であった。

(所見)

社会福祉法人の運営に関する内部情報は、法令等によって開示すべきこととされている一定の事項（財務内容、事業計画、理事の報酬等）を除き、本来は機密事項であり、県の監査といえども、その過程において知り得た情報をみだりに公開することは避けなければならない。とはいえ、厚生労働省の「社会福祉法人指導監査実施要綱」にあり、指導監査を通じて、法人運営の適正化のみでなく、利用者の立場に立った質の高いサービスを提供することも社会福祉法人制度改革の趣旨・目的に合致するものであり、指導監査の実施結果から、社会福祉法人・施設を利用する県民が、直接または間接に有用な情報（法人・施設でどのような問題が生じているか、それに対して改善の取組が行われているか、法人・施設が公表している情報に信頼性があるか、等）を受け取ることができる機会が十分ありえるのであるから、現状のように指導監査の実施状況を全く開示していないのは過度に慎重な姿勢であると考えられる。

したがって、県としては実施可能かつ合理的な範囲で「秋田県社会福祉法人等指導監査実施要綱」の規定に沿った対応を検討するのが望ましい。

具体的には、例えば以下のような対応が考えられる。

- ・指摘事項の項目別に時系列の指摘件数等の統計情報を開示する
- ・法人名等を特定せずに、よくある指摘事例等を開示する
- ・指摘事項に対する改善状況の情報を開示する 等

また、通常は法人等が特定されないような形で開示するとしても、情報公開条例等に基づく開示請求があった場合に備え、監査の実施過程や結果についての記録を整理し、適切な形で保管しておくことも求められる。

【意見2】財務会計面の管理が弱い法人に対する指導について

(85頁)

(事実)

今般の包括外部監査において、県が実施した指導監査の調査及び県の所管法人が開示している財務書類につき監査チームが簡易的なレビュー（基本的に計算関係書類の閲覧のみ）を行ったところ、【指摘事項】1及び3に記載のとおり、多くの法人において会計基準の理解が不十分であると思われることによる誤りや計算関係書類の作成誤りが放置されている状況が見受けられた。これらについては、法人本部における人的リソースに限界があることや、社会福祉法人会計制度に対する知識・習熟度が十分でない法人が

(対応済み：福祉政策課)

○ 措置の内容

- 1 令和4年度から次の対応を行い、重点的なヒアリングによって財務管理・会計管理の監査を強化した。
 - 1) 監査対象法人から所轄庁へ提出された計算書類等の事前確認を十分行うこと
 - 2) 重点項目について、独自のチェックシートの作成
- 2 監査の実効性・効率性を高めるため、「秋田県社会福祉法人等指導監査実施要綱」（以下「実施要綱」）に基づき、会計監査人を置いている法人等はサイクル

少なくないところに原因があるものと推察される。

県の指導監査ガイドラインは厚生労働省が公表しているガイドラインに準拠して策定されており、当該ガイドラインでは財務会計に関する領域は重要な指導範囲として設定されている。また県の監査担当部署へのヒアリングによれば、法人指導監査の現場においても、上記ガイドラインのチェック項目に準拠して、財務会計の領域について十分な監査時間を投入しているとのことである。

しかし、今般の包括外部監査において、県の法人指導監査結果を平成30年度から令和2年度までの3年分閲覧したところ、文書または口頭での指摘事項のうち、会計基準の適用や計算関係書類の作成・開示に関する指摘事項の数は20件超に留まり、指摘件数全体に占める割合は約5%であった。この結果から、県の指導監査での指摘事項のうち、会計基準や財務書類等の情報開示に関連する指摘は現状それほど多くなく、財務会計面のガバナンスが弱い法人が多い現状に鑑みれば、県の指導によって改善しうる余地がまだまだ大きいように見受けられる。

(所見)

社会福祉法人制度の改革案を検討した「社会福祉法人制度の在り方について」(社会福祉法人の在り方等に関する検討会 平成26年7月4日)では、社会福祉法人が作成している財務書類の中には基本的な誤りが多く存在するが、財務書類は法人の経営動向を明らかにする基礎的資料であるから、当然正確なものでなければならないという認識のもと、財務に係る指導監査については公認会計士等による外部監査の活用を積極的に図るなどの見直しを検討するべきであるとの提言が行われ、平成28年改正社会福祉法において、一定規模以上の法人への会計監査人が導入される契機となった。また、これに伴い、指導監査においては、外部監査の受検又は専門家による支援を受けている法人に対する監査頻度の長期化・監査項目の重点化や、厚生労働省「指導監査ガイドライン」の設定において、法人に対し行政が関与すべき範囲を明確化するなど、外部監査等の積極的な活用によって指導監査との役割分担をする方向性が示されることとなった。

しかし、現状、県の所管する社会福祉法人においては、公認会計士又は監査法人による外部監査(会計監査人監査)を受けている法人は4法人しかなく、外部公表される財務書類の外部からのチェックが十分でない法人の方が大多数である。社会福祉法人制度改革において従前より予定されている社会福祉法人に対する会計監査人設置義務の対象拡大は、昨今の社会情勢を踏まえ進捗が遅れており、当面、外部監査を受ける法人の数は増える見込みがないことから、多くの法人にとっては、未だ所轄庁による指導監査以外の外部チェック機能が存在しないのが実情である。したがって、本来、法人の適正な会計処理は法人自らが自律的に行うべきものであるとしても、所轄庁である県がその指導的機能を十分に発揮し、可能な限り不備のない会計事務が実施されるように法人を指導監督することが望ましい。

また、社会福祉法人の顧問税理士は税務申告のための専門家であって、社会福祉法人に要求されている財務報告制度はこれと異なる領域にあるため、社会福祉法人会計基準

の延長や省略を行い、逆に法人所管部署から報告があるなど運営に問題を有する法人は随時行うなど、メリハリを付けて実施することとする。

- 措置終了時期
令和4年5月

のルールであっても税務上の対応が必要でない事項については、税務専門家がこれを指導改善する義務はないことから、税務会計事務所が入っているからといって必ずしも社会福祉法人における財務報告のレベルアップに寄与するとは限らない。よって、社会福祉法人制度に明るい会計専門家による支援（財務報告に関する内部統制・事務処理体制の向上支援）を受けているか、財務担当者が社会福祉法人会計基準等の外部研修を定期的受講しているかなどを指導監査時に確認し、財務会計面の誤りが多い、又は同じような誤りを繰り返す法人については、これらを活用することを積極的に推奨する方向での助言指導を併せて検討することが望ましい。

特に、専門家による支援については、平成29年4月27日の厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知「会計監査及び専門家による支援について」にあるように、本来は指導監査における周期の延長等を認めるかどうかの確認事項としての位置づけがメインではあるものの、それを認めるか否かに関わらず、当該支援を受けることは社会福祉法人制度において適切な財務報告を担保する面から有意義であると考えられる。

【意見3】経営課題に対する取組や経営責任の意識が弱い法人に対する指導について

(87頁)

(事実)

今般の包括外部監査において、県の法人指導監査結果を平成30年度から令和2年度までの3年分閲覧したところ、文書または口頭での指摘事項のうち、理事会や評議員会の運営に関する瑕疵を要因とする指摘事項の数は約220件あり、指摘件数全体に占める割合は6割超であった。

また、県が実施した指導監査の調書の閲覧、並びに監査担当部署へのヒアリングによると、理事会における理事相互間のけん制が十分発揮されなかったり、理事や評議員個人の法人運営へのコミットメントが弱い場合は、結果として理事会や評議員会が形式的になりやすい傾向が見て取れる。

(所見)

法人理事者の意識については、外部から改善を促すのは困難であり、特に行政側からできる指導には権限上も手法としても限界があることは理解できる。とはいえ、不適切な資金流出などの経営不正の発生や、放漫経営による財務内容の悪化などのリスクは、係る経営ガバナンスが弱い法人ほど高い傾向があることは自明であり、リスクの高い法人に対してはより指導的機能の発揮が期待される。

県の指導監査ガイドラインによれば、法人の意思決定に当たって最低限の形式要件が具備されている場合は指導の対象とならない場合がある。これは、社会福祉法人制度改革において行政の関与のあり方が見直され、社会福祉法人への指導監督において、法人運営の中で行政が関与すべき範囲を明確にして重点的に監査等を行うとともに、専門性を要する分野等においては会計監査人等の専門家を積極的に活用することで全体として指導監督の機能強化を図るとする方針のもと、法人運営の具体的な部分は法人の自律性

(対応困難：福祉政策課)

○対応が困難である理由

県の担当者が、指導監査の範疇を超えて、法人の経営指導等を行うことは、法的権限から疑問があるほか、職員の能力からも対応は困難である。

意見で示されている兵庫県の事例でも、最終的には公認会計士、弁護士等で構成する経営等審査会が対応しているものである。

また、意見の事実の中で理事会等の運営に関する瑕疵への指摘が多いとあるが、これは召集通知や議事録作成、役員選任手続など事務上の不備等が大半であって、運営に重大な問題を抱えていたり、基準を超えた経営指導等が必要な法人が県内に一定数あるといった認識はない。

よって、【指摘事項1】【指摘事項3】【意見2】への対応をしていく中で、基準を超えての助言指導が必要な法人が目につくようであれば、改めて制度設計から検討すべきと考える。

を尊重するとする制度趣旨に基づくものであると考えられる。

とはいえ、【意見2】でも述べたとおり、多くの法人において未だ所轄庁による指導監督以外の外部チェック機能が存在しないのが実情である。係る現状に鑑みれば、望ましい在り方としては、所轄庁である県が、指導監査における規制の形式的な遵守の確認に留まらない方法で、指導的機能を発揮することである。

例えば、社会福祉法第59条に基づき提出を受けた書類を確認する際に、法人所管部署において法人理事者と定期的なコミュニケーションをとるなどの方法で、法人の中長期の経営戦略・年度事業計画・予算統制・固定資産の投資計画など具体的な計数ベースでリスク管理等ができているか、過去の一時点の健全性の確認だけでなく将来に向けた健全性が確保されているか、等をモニタリングし、サポートの機会を設けるなど、経営に課題を抱える社会福祉法人を早期に発見・改善提案することが考えられる。

他自治体の事例としては、例えば、兵庫県においては、財務分析の手法を用いて定期的なモニタリングを行うことで、法人に対する有効な改善方策の提案を行う仕組みを構築しており、参考になると思われる（下記参照）。

参考：兵庫県の事例

8 経営に課題を抱える社会福祉法人への対応

【法令等の規定】

- 法人は、社会福祉事業の主たる担い手として当該事業を安定的・継続的に経営していくことが求められるものであることから、確固とした経営基盤を有していることが必要であり、社会福祉事業を行うために必要な資産を備えておかなければならない。（法第29条）

経営に課題を抱える社会福祉法人を早期に発見し、改善を指導するため、本庁は、社会福祉法人から提出された財務諸表、監査チェックリストにおける財務分析シート等を活用し、次のとおり社会福祉法人の経営状況の調査、分析、改善方策の検討等を行うものとする。

(1) 第一次分析（簡易分析）

社会福祉法人から提出された財務諸表により、経営指標の数値に悪化が認められる法人を抽出する。

(2) 第二次分析（詳細分析）

第一次分析において経営課題を有すると認められる社会福祉法人にかかる詳細な分析業務を監査法人等に委託する。

ア 主な業務内容

当該社会福祉法人に対し、必要な資料等の提出を求めると共に、必要に応じて実地調査等を行い、経営課題を生じている主な原因を調査、分析し、その有効な改善方策を提案する。

イ 調査分析結果の報告

委託を受けた監査法人等は、アの調査、分析結果について、報告書を作成し、本庁及び市民局等に対して、当該社会福祉法人の経営改善に向けた有効な改善方策を提案する。

(3) 社会福祉法人経営等審査会における指導方針の検討

第二次分析の結果、特に深刻な経営課題を有し、早急に経営面（経営組織のガバナンス面を含む。）での指導が必要と認められる社会福祉法人については、別に定める公認会計士、弁護士等で構成する「社会福祉法人経営等審査会」における経営改善方策等の検討、経営を踏まえ、指導を行うものとする。

（出典：「兵庫県が所管する社会福祉法人に関する指導方針」兵庫県健康福祉部）

【意見4】実施した監査手続に関する記録及び保管について

(89頁)

(事実)

「秋田県社会福祉法人等指導監査実施要綱」6指導監査の実施内容(5)指導監査の実施①においては、「指導監査の実施に当たっては、(中略)社会福祉法人等の運営・管理・処遇の状況を具体的に調査し、指導監査調書(別記3)に記録する。」と規定されている。また、指導監査調書(別記3)は、法人監査及び施設監査についてひな形が策定されており、法人監査については、以下のとおり、左側に厚生労働省の「指導監査ガイドライン」に準拠した監査項目・チェックポイントごとに監査の着眼点・確認事項等の指針が記載され、右側に実際の指導監査でのヒアリング結果等をメモ書きするような形式となっている。つまり、県の「法人監査指導ガイドライン」と具体的な調査結果の記録としての監査調書が一体となった様式になっている。

項目	監査事項	実施内容(要綱)	結果	備考
法人監査	法人の運営・管理・処遇	「秋田県社会福祉法人等指導監査実施要綱」第6条第5項第①号	<p>「秋田県社会福祉法人等指導監査実施要綱」第6条第5項第①号に規定する事項について、調査結果を以下のとおり記録した。</p> <p>1. 法人の運営・管理・処遇の状況について、調査結果を以下のとおり記録した。</p> <p>2. 法人の運営・管理・処遇の状況について、調査結果を以下のとおり記録した。</p> <p>3. 法人の運営・管理・処遇の状況について、調査結果を以下のとおり記録した。</p> <p>4. 法人の運営・管理・処遇の状況について、調査結果を以下のとおり記録した。</p> <p>5. 法人の運営・管理・処遇の状況について、調査結果を以下のとおり記録した。</p> <p>6. 法人の運営・管理・処遇の状況について、調査結果を以下のとおり記録した。</p> <p>7. 法人の運営・管理・処遇の状況について、調査結果を以下のとおり記録した。</p> <p>8. 法人の運営・管理・処遇の状況について、調査結果を以下のとおり記録した。</p> <p>9. 法人の運営・管理・処遇の状況について、調査結果を以下のとおり記録した。</p> <p>10. 法人の運営・管理・処遇の状況について、調査結果を以下のとおり記録した。</p>	
施設監査	施設の運営・管理・処遇	「秋田県社会福祉法人等指導監査実施要綱」第6条第5項第②号	<p>「秋田県社会福祉法人等指導監査実施要綱」第6条第5項第②号に規定する事項について、調査結果を以下のとおり記録した。</p> <p>1. 施設の運営・管理・処遇の状況について、調査結果を以下のとおり記録した。</p> <p>2. 施設の運営・管理・処遇の状況について、調査結果を以下のとおり記録した。</p> <p>3. 施設の運営・管理・処遇の状況について、調査結果を以下のとおり記録した。</p> <p>4. 施設の運営・管理・処遇の状況について、調査結果を以下のとおり記録した。</p> <p>5. 施設の運営・管理・処遇の状況について、調査結果を以下のとおり記録した。</p> <p>6. 施設の運営・管理・処遇の状況について、調査結果を以下のとおり記録した。</p> <p>7. 施設の運営・管理・処遇の状況について、調査結果を以下のとおり記録した。</p> <p>8. 施設の運営・管理・処遇の状況について、調査結果を以下のとおり記録した。</p> <p>9. 施設の運営・管理・処遇の状況について、調査結果を以下のとおり記録した。</p> <p>10. 施設の運営・管理・処遇の状況について、調査結果を以下のとおり記録した。</p>	

今般の包括外部監査において、県が所管する社会福祉法人に対する法人監査を対象として、各法人の直近の監査調書を閲覧し、指導監査の実施過程を確認したところ、一部の監査実施部署においては、要綱の様式(指導監査調書(別記3))をそのまま用いず、異なった様式の調書が使用されている状況が認められた。これは、当該部署において監査ガイドラインが更新されていることに気づかず、過年度のものをそのまま使用していたことによるものである。

また、「秋田県社会福祉法人等指導監査実施要綱」や指導監査調書においては、現状、調書の記載方法について特段の方針や記載例などは示されておらず、担当者に一任されているように見受けられる。

今般の包括外部監査において、県が所管する社会福祉法人に対する法人監査を対象として、各法人の直近の監査調書を閲覧し、指導監査の実施過程を確認したところ、監査調書の記載事項について以下のような傾向が認められた。

- ・要綱では、「社会福祉法人等の運営・管理・処遇の状況を具体的に調査し、指導監査調書に記録する」とされているが、実際の運用としては、調査結果を記録した文書というよりは、実施した手続の網羅性を確認するチェックリストのような使い方をしているように見受けられた。具体的には、一部の例外を除き、ガイドラインが要求している確認事項に対応して、何を閲覧し、

(対応予定：福祉政策課)

○ 措置の内容

- 1 福祉政策課において、監査調書の構成、記載方法等について、標準的なルールを示すこととする。
- 2 実施方針、ガイドラインなど、原則として毎年改正のあるものについては、その取扱いを改めて周知する。

○ 措置終了時期

令和5年3月

どのような回答を得たのか、手続の結果、どのような問題点があったのかなかったのか、問題点に対してどのような指導をしたのか、指摘事項にならないレベルの助言は行ったのかどうか、指摘事項とするかどうかの判断基準は何か、等の記録が十分残っておらず、事後的に調書を閲覧しても指導監査の実施状況を再現できないケースが認められた。

- ・ 監査調書を見ると、監査年度や担当によって記録された情報の範囲・深度が異なり、統一性がない。事後的に見て当時の現場の状況がわかりにくく、引継ぎ資料としては必ずしも十分ではないように見受けられる。

さらに、「秋田県社会福祉法人等指導監査実施要綱」や指導監査調書においては、監査対象法人ごとの指導監査資料として整理保管すべき書類の範囲について特段の定めは示されていない。ただし、要綱や指導監査調書において入手または作成すべきものと規定されている資料を列挙すると以下のとおりであり、原則として、これらの資料は監査資料として整理保管されることになるものと解される。

(監査資料の範囲)

- ・ 指導監査担当部署があらかじめ対象社会福祉法人等に対して通知した実施期日・提出資料等の必要な事項を記載した通知書の控え
- ・ 指導監査担当部署があらかじめ対象社会福祉法人等に対して指導監査実施期日の2週間前までに提出を要請し入手した、法人等の概要や帳簿等の整備状況を記載した資料
- ・ 社会福祉法人等の内部文書・帳簿・決算書類等のうち、監査手続上、入手が必要と監査部署が判断した資料
 - ・ 文書または口頭による「改善を要する事項」(指摘事項)の通知文書控え及び文書指摘事項に対する法人等からの改善報告(改善が認められない場合は改善勧告の通知文書控え及びそれに対する改善報告)
- ・ 上記の指摘事項の顛末に関する管理台帳(指導改善状況管理台帳)
- ・ 知事への指導監査実施報告書(復命書)
- ・ その他、指導監査において記録・保存が必要と認められる資料

今般の包括外部監査において、県が所管する社会福祉法人に対する法人監査を対象として、各法人の直近の監査調書を閲覧し、指導監査の実施過程を確認したところ、基本的には上記の範囲の資料について簿冊として整理保管しているものの、事前に監査対象法人へ提出を依頼した資料の一部が簿冊に綴じこまれていないケースが散見されたり、「指導改善状況管理台帳」が綴られておらず、前回監査において指摘した項目についてどのように改善状況を点検したのかが確認できなかった事例が複数認められた。これらの傾向は監査年度や監査担当部署によって差異があり、取扱いが不統一である印象を受けた。

(所見)

社会福祉法人の指導監査は、法令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国または都道府県が本来果たすべき役割に係るものであって、国または都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法令で特に定めるもの、すなわち「法定受託事務」（地方自治法第2条第9項）である。したがって、指導監査における監査調書は、行政文書としての位置づけを有するものと解される。

行政文書は「当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き」作成される文書として規定されており（公文書管理法第4条）、秋田県行政文書管理規則においても、「職員は、県がその諸活動を説明する責務を有することを認識し、常に行政文書の所在を明確にする等行政文書を適正に管理しなければならない。」（同規則第3条）と定められている。すなわち、監査調書は、指導監査事務に関する実施過程や結果を「合理的に跡付け、又は検証することができる」形で作成されるとともに、「その諸活動を説明する責務を有することを認識し、適正に管理」されるべき文書であると言える。

また、例えば、監査の専門家である公認会計士業界においては、監査調書は「監査人の総括的な目的の達成に関する監査人の結論についての基礎」であり、かつ「一般に公正妥当と認められる監査の基準及び適用される法令等に準拠して監査計画を策定し監査を実施した」という証拠として作成されるものである（日本公認会計士協会監査基準委員会報告書 230「監査調書」）。これを県の包括外部監査に準用し照らし合わせれば、指導監査調書は、県知事並びに監査対象法人へ報告されるべき指導監査の実施結果についての基礎を形成するものであるとともに、指導監査事務が適切に実施されたことを示す証拠としての位置づけとなる。

したがって、監査調書は統一的なルールに基づき、上記の趣旨の観点から適切に作成され保管されることが望まれる。

監査調書の様式については、全ての監査実施部署においてガイドラインが原則毎年更新されることを十分に周知させ、事前の方針に準拠した業務の実施を徹底されたい。

また、実施した監査手続の監査調書への記録については、草稿・結論に至っていない考えや予備的な情報を書いたメモとして作成されるものではなく、目的に照らして必要十分な情報が記録されるべきであることから、過度に詳細である必要はないが、手続の目的や実施過程と結果が簡潔明瞭にとりまとめられるように作成されることが望ましい。

さらに、県職員の人事異動に伴って指導監査担当者が交替していくことを踏まえると、監査調書は所管の社会福祉法人の状況についての引継ぎ記録としての役割も担うことになるため、監査手続の実施結果については、事後的に後任担当者が当時の手続の実施過程をある程度理解できるようにわかりやすく整理された形で記録を残すことが有用である。その観点から、監査調書として保管すべき資料の範囲を明確にするとともに、閲覧によって検査した書類等、

監査手続の対象となった法人資料についても、必要十分な範囲で、県の文書管理のルールに基づく方法で整理保管することが望ましい。

【意見5】法人関係者に対する特別の利益供与に関する監査手続について

(93頁)

(事実)

社会福祉法人は、公益性が高い法人として公費の投入や税制優遇を受けていることから、当該法人の評議員、理事、監事、職員その他の関係者に対して特別の利益を与えてはならないこととされている(社会福祉法第27条)。

県の「法人指導監査ガイドライン」によれば、「特別の利益」とは、社会通念に照らして合理性を欠く不当な利益の供与その他の優遇をいう。例えば、当該法人の関係者からの不当に高い価格での物品等の購入や賃借、当該法人の関係者に対する法人の財産の不当に低い価格又は無償による譲渡や賃貸(規程に基づき福利厚生として社会通念に反しない範囲で行われるものを除く。)、役員等報酬基準や給与規程等に基づかない役員報酬や給与の支給というような場合は該当するとされている。

また、社会福祉法人は、関係者に対する報酬、給与の支払や法人関係者との取引に関しては、報酬等の支払が役員等報酬基準や給与規程等に基づき行われていることや、これらの規程の運用について根拠なく特定の関係者が優遇されていないこと、取引が定款や経理規程等に定める手続を経て行われていること等関係者への特別の利益の供与ではないことについて、説明責任を負うとされている。

そこで、県は指導監査において、監査対象法人の関係者に対する報酬、給与の支払や法人関係者との取引について、特別の利益供与となっていないか確認を要するものがある場合には、当該法人に対して定款や各規程等に基づく適正な取扱いであることの説明を聴取した上で、特別の利益の供与に該当していないかを確認している。

上記の法人関係者に対する特別の利益供与に関する監査手続につき、今般の包括外部監査において、県が所管する社会福祉法人に対する法人監査を対象として、各法人の直近の監査調書を開覧し、指導監査の実施過程を確認したところ、名称等の外見上、関係者(理事長の親族)である可能性がある取引先について、当該先が特別な利益供与の有無を検討すべき相手でないかどうかの確認が十分行われていないケースや、報酬や旅費等について確認手続を行っているものの、それ以外の支出(経費等)について関係者への特別な利益供与に該当するものがないかどうかの確認が十分行われていないケースが認められた。

また、社会福祉法人会計基準においては、社会福祉法人の関係者のうち一定範囲に該当する者につき「関連当事者」として取り扱われる。関連当事者と当該法人との間の取引は、当該法人の計算書類の注記事項として情報開示しなければならないこととされているが(社会福祉法人会計基準第29条第1項)、監査対象法人の関係者との取引について、会計基準上の「関連当事者取引」に該当する可能性のあるにもかかわらず、当該取引が計算書類に注記されていない

(対応済み：福祉政策課)

○ 措置の内容

- 1 令和4年度から次の対応を行い、重点的なヒアリングによって財務管理・会計管理の監査を強化した。
 - 1) 監査対象法人から所轄庁へ提出された計算書類等の事前確認を十分行うこと
 - 2) 重点項目について、独自のチェックシートの作成
- 2 監査の実効性・効率性を高めるため、「秋田県社会福祉法人等指導監査実施要綱」(以下「実施要綱」)に基づき、会計監査人を置いている法人等はサイクルの延長や省略を行い、逆に法人所管部署から報告があるなど運営に問題を有する法人は随時行うなど、メリハリを付けて実施することとする。

ことについて、法人の判断が妥当か否かの確認が行われていないケースが認められた。もし当該取引が注記の対象に該当する場合は、当該法人において重要な注記の記載漏れということになり、指摘事項とすべきものであった可能性がある。

<p>(参考) 関連当事者取引の注記について (「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」第26項)</p> <p>1. 関連当事者の範囲</p> <p>(1) 当該社会福祉法人の常勤の役員または評議員として報酬を受けている者 (2) 上記(1)の該当者の近親者(3親等内の親族及びこの者と特別の関係にある者)</p> <p>親族及びこの者と特別の関係にある者とは、以下の3つの関係にある者を指す。 ① その役員または評議員とまだ婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者 ② その役員または評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者 ③ ①または②の親族で、これらの者と生計を一にしている者</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)の該当者が議決権の過半数を有している法人 (4) 支配法人(当該社会福祉法人の財務及び営業または事業の方針を支配している他の法人。)</p> <p>財務及び営業または事業の方針を支配しているとは、評議員の総数に対して、法人の役員または評議員、法人の職員の数の割合が過半数を超えることをいう。</p> <p>(5) 被支配法人(当該社会福祉法人が財務および営業または事業の方針を支配している他の法人。)</p> <p>(6) 当該社会福祉法人と同一の支配法人をもつ法人</p> <p>2. 開示対象の範囲</p> <p>(1) 関連当事者のうち、上記(1)から(3)に掲げる者との取引 事業活動計算書項目及び貸借対照表項目いずれに係る取引についても、年間1000万円を超える取引については全て開示の対象となる。</p> <p>ここでの役員については、概ね週4日以上役員として専ら法人の経営に参画し、かつ、役員としての地位に基づいて報酬を得ている有給常勤役員を指す。社会福祉法人においては、施設長兼理事長や園長兼理事長など、理事が職員として勤務していることが多く、職員としての地位に基づいて給与を得ている場合もあるが、その場合は、給与のうち役員報酬のみの金額が取引額となる。</p> <p>(2) 関連当事者のうち、上記(4)から(6)に掲げる者との取引 ① 事業活動計算書項目に係る取引 サービス活動収益(費用)又はサービス活動外収益(費用)の各項目に係る関連当事者との取引については、各項目に属する科目ごとに、サービス活動収益(費用)とサービス活動外収益(費用)の合計額の100分の10を超える取引を開示する。 ② 貸借対照表項目に係る取引 貸借対照表項目に属する科目の残高については、その金額が資産の合計額の100分の1を超える取引について開示する。</p>

(所見)

社会福祉法人の関係者への特別な利益供与については、社会福祉法人制度改革において、ガバナンス上の重要事項としてあげられており、指導監査においても重点的に確認すべき事項であるが、特別な利益供与がないことを確認することになるため、関係者との取引について網羅的な把握が重要となる。

したがって、監査手続を行うにあたっては、法人関係者との取引である可能性を示唆する情報がある場合は、漏れのないように踏み込んで確認するとともに、特段の情報がない場合であっても、報酬や旅費にとどまらず、支払手数料や委託費・雑費など、関係者との通例でない取引が計上されやすい項目は慎重に検討することが望ましい。

さらに、関連当事者取引の把握は社会福祉会計基準に規

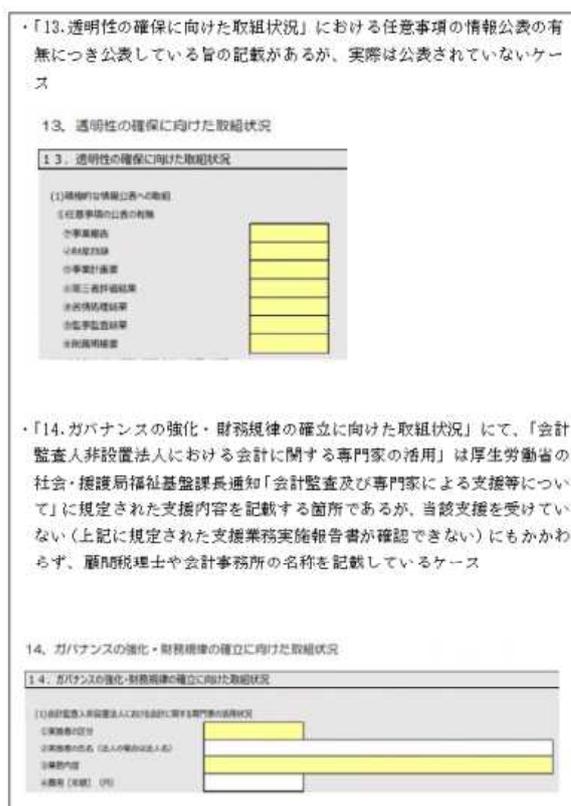
定の「関連当事者」の範囲についての理解が必要不可欠となるため、指導監査に当たっては、監査対象法人側の理解度を確認し、必要に応じて助言指導することも望まれる。

【意見7】現況報告書の記載誤りに対する指導について
(98頁)
(事実)

現況報告書は、社会福祉法第59条により、毎会計年度終了後3月以内に、事業の概要その他の厚生労働省令で定める事項を所轄庁に届け出る書類であり、「財務諸表等電子開示システム(WAMNET)」により、一般の縦覧に供される情報開示資料である。

今般の包括外部監査において、県の所管する社会福祉法人(全57法人)の本システム上での開示書類(令和3年度公表=令和2年度決算分)を閲覧した結果、WAMNETで開示されている現況報告書の記載が実態と異なるケースが複数の法人で多数認められた。

主な記載誤りの具体例は、以下のとおりである。



(所見)

現況報告書は、社会福祉法人の利用者を含む利害関係者や地域住民等に対する法人の情報開示であるとともに、上記システムを通じて国等が当該報告書を基礎に統計を実施し一般に公開するためにも利用されるものであるから、その記載内容は正確を期すことが必要である。

「任意事項の情報公表」については、所轄庁への届出又は報告事項と重複しており、「財務諸表等電子開示システ

(対応済み：福祉政策課、法人所管課等)

○ 措置の内容

- 福祉政策課から法人所管部署に対し、福祉政策課の作成した簡易チェックリストを配布し、法人から提出される現況報告書の不備・誤りがないよう内容確認の徹底を進めている。
- 法人所管部署は、上記確認において、不備・誤りがあった場合、法人に対して助言・指導を行う。
- 法人所管部署は、上記確認において、著しい不備等が認められるなど運営等に問題を有する法人を感知したときは、福祉政策課に報告する。

○ 措置終了時期

令和4年5月

ム（WAMNET）」を通じて所轄庁へ提出されている場合は、これをもって情報公開しているものと誤認している可能性がある。実際は、所轄庁への届出書類のうち、届出により自動的に開示されるのは一部の書類のみであり、上記の「任意事項」に列挙されている書類は、法人が自らのホームページ等で自主的に公開しなければ、届出書類が公開されることはない。

また、「会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用」については、その趣旨が厚生労働省の社会・援護局福祉基盤課長通知「会計監査及び専門家による支援等について」の支援内容を記載することにある。

以上を含め、現況報告書の記載については誤りが多数認められることから、県は、これらにつき法人に対して訂正するよう指導することが望ましい。